

保険種類のご案内（2025年10月改訂版）差込版

ドルつみ Vitality発売に伴い、2026年1月5日より、「保険種類のご案内」の記載内容が変更となります。

上記に伴い「保険種類のご案内」の該当箇所は以下のとおりとなります。



<保険種類のご案内>

1. 以下の内容が追加となります。

米ドル建積立保険

5年ごと利差配当付米ドル建
災害死亡保障付積立保険

米ドル建で資金をご準備いただけます。



契約年齢範囲

18～69歳

配当金

5年ごと利差配当タイプ

特徴

- 米ドルの金利を活かした積立保険です（米ドルはアメリカ合衆国の通貨です）。
- つみたてPLUS（*）により健康増進に取り組むほど、受取額をさらに増やせます。

（*） つみたてPLUSとは、健康増進への取り組みに応じた特典（リワード）として獲得できるVitalityコイン※を健康増進部分の保険料の払込みに利用することで受取額をさらに増やすことができる仕組みです。

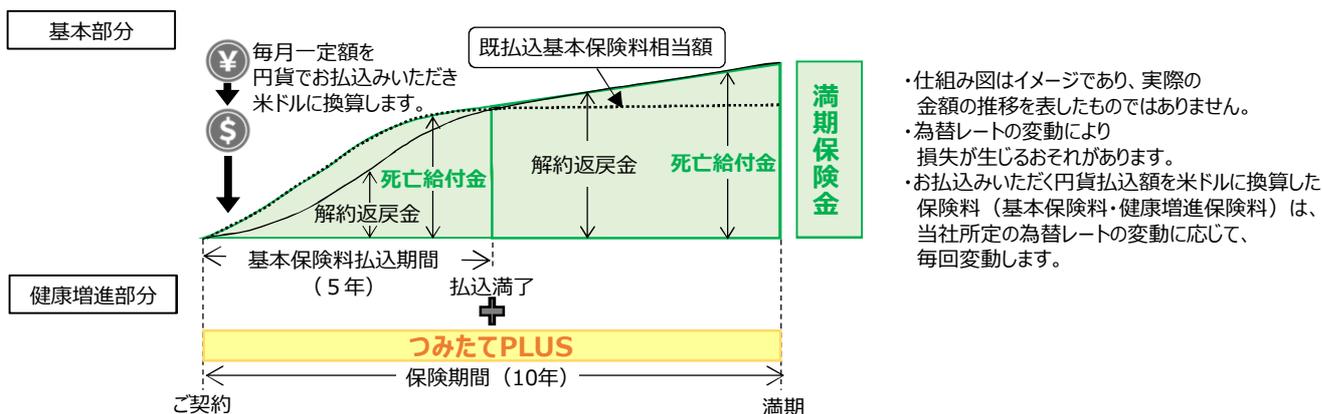
※Vitalityコインとは当社が独自に発行・管理する仕組みで、当社が指定する方法により電子マネーギフト等と交換することもできます。詳細は当社HPをご確認ください。

⚠️ ご注意ください

- 為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。
 - 高度障害状態・障害状態になられたときのお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
 - 米ドル建の解約返戻金額は、ご契約から一定期間は既払込保険料を下回ることがあります。
 - ご契約時に適用される予定利率は金利情勢に応じて毎月設定されます。
- また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

ご留意事項は 本資料の裏面をご参照ください。

しくみ図



保険料例

※保険料等の詳細については、「設計書」等でご確認ください。

付加いただける特約

- 保険契約者代理特約
- 被保険者代理特約

特約について 37～49ページをご参照ください。

(1/2ページ)必ず他のページもご覧ください。

ご検討にあたりご確認いただきたい事項

商品内容

ドルつみ Vitality

- ・Vitalityコインの獲得状況や利用状況によって、健康増進保険料の払込額が変動するため、満期保険金額等は変動します。
- ・本商品は、保険契約に加えて、Vitality健康プログラム契約を締結する必要があります。
- ・保険料とは別に、Vitality利用料として、Vitality健康プログラム（標準プラン）にご加入の場合は月額880円（税込）をお払いいただきます。なお、Vitality健康プログラム（標準プラン以外）にご加入の場合は金額が異なる場合があります。また、Vitality利用料は将来変更することがあります。
- ・Vitality健康プログラム契約の内容は2026年1月現在のものであり、将来変更することがあります。
- ・Vitality健康プログラム契約のご検討にあたっては、当社ホームページ等で「Vitality健康プログラム規約」「Vitalityウェブ・アプリ利用規約」「Vitalityポイント獲得ガイド」「特典ご利用ガイド」を必ずご覧ください。
- ・ドルつみVitalityは、外貨建保険販売資格を持った担当者がお取り扱いします。

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。



円貨払込額を米ドルに換算した保険料は、当社所定の為替レートの変動に応じて、毎回変動します。また、為替レートの変動により、「満期保険金・（災害）死亡給付金・解約返戻金等を請求時等の為替レートで円換算した金額」は、実際にお払いいただいた円貨払込額の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

お客さまにご負担いただく費用について（以下の合計額）

【保険契約関係費】 ■（災害）死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用を基本保険料や積立金から毎月差し引きます（これらの費用は、被保険者の年齢、性別、経過期間によって異なりますので表示しておりません。また、別途お払いいただくものではありません）。 ■解約返戻金額を計算する際は、基本部分の積立金相当額に一定割合（契約日からの経過年数に応じた所定の控除率）を乗じた金額を差し引きます（解約控除）。

【通貨を換算する場合にかかる費用】 満期保険金・（災害）死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合や、円貨払込額を米ドル（保険料）に換算する場合等に適用する当社所定の為替レートには為替手数料（1米ドルにつき50銭（2026年1月現在））が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

【米ドルのお取扱いにかかる費用】 満期保険金・（災害）死亡給付金・解約返戻金等を米ドルで受け取る際は、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。

※ご検討にあたっては「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおりー定款・約款」「設計書」「申込内容控」を必ずご覧ください。

2. 以下のページの留意事項について、以下のとおり赤字の箇所が追加・削除となります。

- P.5 ■ Vitality健康プログラムを利用するには、**健康増進乗率適用特約を付加した**保険契約に加えて、Vitality健康プログラム契約を締結する必要があります。
- P.6 ■ **ドルつみ Vitality**には、**健康増進への取組みに応じた**保険料の変動はありません。

※P.53以降については、「注意喚起情報」を必ずご確認ください。
ドルつみ Vitalityのご契約に際しては、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」を必ずご確認ください。

あなたの未来を強くなる

住友生命

【住友生命保険相互会社】
本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区八重洲 2-2-1
電話 (03)3273-8000 (大代表)
(ホームページ) <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命
生命保険のお手続きやご契約に関するご照会
スマイコールセンター 0120-307506

100-705付属資料

(2/2ページ)必ず他のページもご覧ください。

お届けしたのは...

有資格者用

26/1新規

営情-25-0053(A2500860)

あなたの未来を強くする



保険種類のご案内パンフレット



住友生命の

保険種類のご案内

カタログ番号
705

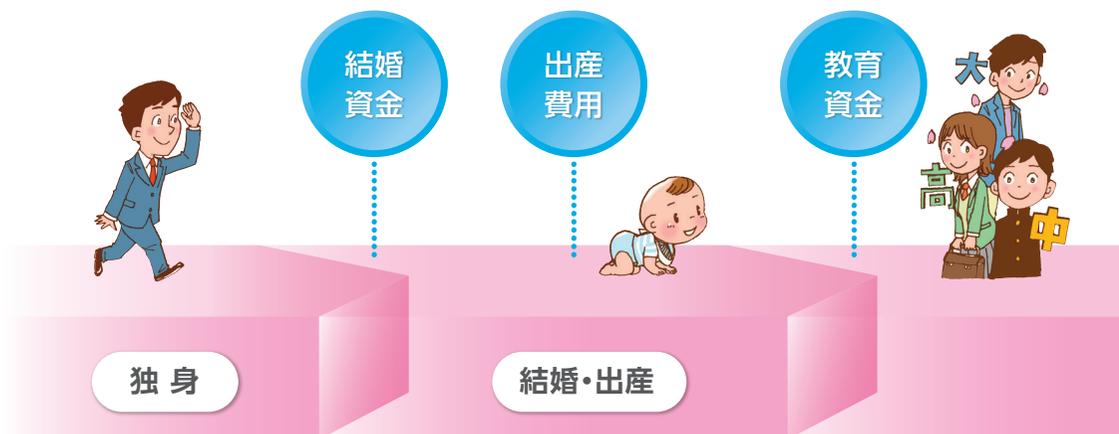
UD FONT

2025.10
改訂版

生命保険の上手な利用のしかた

1 「生活設計」とライフサイクル

しあわせな生活を送るためには、しっかりとした生活設計を立てる必要があります。たとえば、結婚してお子さまが生まれ、成長し、やがてお子さまは独立して再び2人の生活にもどるといような、人生のライフサイクルを踏まえた、将来の生活設計を立てましょう。



2 リスクを減らしリスクに備える

人生には、思い描いた生活が送れなくなるさまざまなリスクが存在します。健康増進に取り組み、リスクを減らすことが大切ですが、いくら健康に気をつけていても、リスクをなくすことはできません。住友生命では、健康増進への取り組みをサポートしながら身近に潜むリスクに備える商品をはじめ、さまざまな商品をご用意しております。



健康増進

健康増進への取り組みによりリスクを減らす



障害・介護

ケガ・病気で働けなくなったときのリスクに備える



死亡・高度障害

お亡くなりになったときや重い障害状態になったときのリスクに備える



認知症

軽度認知障害 (MCI) ・認知症になったときのリスクに備える



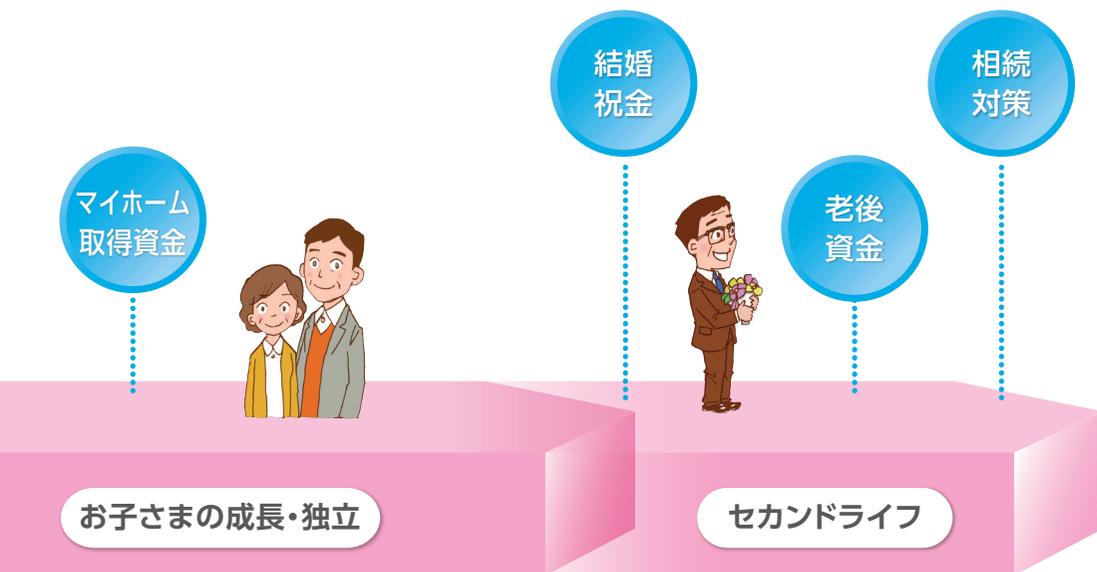
医療

ケガ・病気で入院・手術等を受けたときのリスクに備える



資産形成・老後保障

将来の資金不足や、老後のリスクに備える



3 生命保険を上手に選ぶポイント

当社では、ライフスタイルの多様化にあわせ、いろいろな保険種類をご用意しています。
あなたの年齢・家族構成・収入などにあった生命保険をお選びください。

ライフサイクルにあわせて生活設計を立てる



目的・ニーズにあった保険種類(付加する特約)を選ぶ



生活設計にあわせて保険金額・保険期間を決める

スミセイの保険種類一覧

ご契約の目的	保険種類	販売名称(愛称)	タイプなど	
「就労不能・介護保障」「死亡保障・高度障害保障」「認知症保障」「医療保障」「資産形成」の中から必要な保障を組み立てて準備されたい方に	特約組立型保険	スミセイの特約組立型保険 プライムフィット	ワップアップエスピー 未来デザイン(1UP SP) Vitality スクエアライン(1UP SP) Vitality	
	利率変動型積立(終身)保険	スミセイの利率変動型積立(終身)保険 ライブワン	未来デザイン(1UP SP) スクエアライン(1UP SP) わんぱっく	
最新の医療保障等をお望みの方に	利率変動型積立(終身)保険	スミセイの利率変動型積立(終身)保険 Qパック		
充実した医療保障をお望みの方に	医療保険	スミセイの医療保険 ドクターGO	定期タイプ 終身タイプ	
健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険	スミセイの限定告知型終身保険 千客万頼		
一生涯の保障をお望みの方に	終身保険	スミセイの低解約返戻金型終身保険 バラ色人生		
		スミセイの低解約返戻金型介護終身保険 バリユーケア		
		スミセイの 認知症保険		
		スミセイの 終身保険(*2)		
		スミセイの かんたん告知終身保険90(*2)		
		5年つみたて終身保険(*2)		
死亡保障または高度障害保障をお望みの方に	定期保険	スミセイの定期保険 エンブレム		
		スミセイの定期保険 エンブレム新長期プラン		
		スミセイの低解約返戻金型定期保険 エンブレムGP		
		スミセイの低解約返戻金型定期保険 グランド パスポート		
教育・結婚・レジャー等の資金準備に加えて死亡保障または高度障害保障もお望みの方に	生存給付金付定期保険	スミセイの生存給付金付定期保険 記念日宣言		
積立も保障もお望みの方に	養老保険	スミセイの 自由保険(*2)		
セカンドライフのための資金をお望みの方に	個人年金保険	スミセイの個人年金保険 たのしみワンダフル		
		スミセイの個人年金保険 新たなのしみ年金(一時払い)(*2)		
お子さまの教育資金の準備をお望みの方に	こども保険	スミセイの学資積立保険 たのしみキャンパス		
住宅資金、セカンドライフのための資金、お子さまの教育・結婚資金などの準備をお考えの勤労者の方に	財形貯蓄積立保険	財形貯蓄		
	財形住宅貯蓄積立保険	財形住宅貯蓄		
	財形年金積立保険	財形年金		

(*1) 契約年齢範囲は、性別・保険料払込期間・更新年数等により異なることがあります。 (*2) 終身保険(一時払い)、スミセイのかんたん告知終身保険90、

被保険者契約年齢範囲(*1)		ページ
18歳	未来デザイン(1UP SP) Vitality	65歳
18歳	スクエアライン(1UP SP) Vitality	75歳
15歳	未来デザイン(1UP SP)	65歳
15歳	スクエアライン(1UP SP)	75歳
3歳	14歳 わんぱっく	
18歳	Qパック Vitality	75歳
3歳	Qパック	75歳
18歳	ドクターGO Vitality 定期タイプ	70歳
18歳	ドクターGO Vitality 終身タイプ	80歳
0歳	ドクターGO 定期タイプ	70歳
15歳	ドクターGO 終身タイプ	80歳
20歳	スミセイの千客万頼	85歳
15歳	バラ色人生	75歳
15歳	バリューケア	75歳
50歳	スミセイの認知症保険	85歳
15歳	終身保険	80歳
15歳	スミセイのかんたん告知終身保険90	90歳
15歳	5年つみたて終身保険	80歳
18歳	エンブレム	64歳
18歳	エンブレム新長期プラン	75歳
18歳	エンブレムGP	75歳
15歳	ブランド パスポート	75歳
0歳	記念日宣言	70歳
0歳	自由保険	70歳
0歳	たのしみワンダフル	75歳
15歳	新たなしみ年金	80歳
0歳	8歳 たのしみキャンバス	30
0歳	9歳 スミセイのこどもすくすく保険	31
15歳	財形貯蓄	80歳
15歳	財形住宅貯蓄	54歳
15歳	財形年金	54歳

目次

生命保険の上手な利用のしかた 1

スミセイの保険種類一覧 3

保険種類のご説明 5

ご検討にあたりご確認
いただきたい事項 34

特約のいろいろ 37

ご利用いただける
各種制度など 50

ご確認いただきたい
重要事項 53

本冊子について

- 各ページの「付加いただける特約」に記載の特約は、契約年齢、払込方法等により付加いただけないことがあります。
- 各ページの「がん」という記載は、悪性新生物と上皮内新生物をあわせたものをいいます。いずれか一方を指す場合は、「がん(悪性新生物)」、「がん(上皮内新生物)」と記載しており、特約ごとに制限事項等が異なります。がん(上皮内新生物)には、子宮頸部の中
等度異形成・高度異形成を含みます。なお、軽度異形成は含みません。
- 保険料・基本年金額・基本保険金額・満期保険金額等は2025年10月現在の金額です。
- 更新型の保険の場合、更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率にて新たに定めます。

5年つみたて終身保険、自由保険(一時払い)、新たなしみ年金(一時払い)について、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

Vitality健康プログラム^(*)

健康増進への取り組みを3つのステップを通じて応援し、楽しみながら健康になるサポートをします！

(*) Vitality健康プログラムは、健康を改善するツールや関連知識、それを促すインセンティブ等を提供することで、保険加入者がより健康になることをサポートする健康増進プログラム[®]です。

STEP 1 健康状態を把握する

まずは、ご自身の健康状態を把握しましょう。オンラインチェックを実施したり、健康診断を受けたりすることで、Vitalityポイントが獲得できます！

STEP 2 健康状態を改善する

日々の生活の中で健康的な活動を意識しましょう。いつもより多く歩くことを心がけたり、スポーツイベントに参加したりすることで、Vitalityポイントが獲得できます！

▶ 各種割引等の特典(リワード)が受けられます。



フィットネスジムの
月会費割引



ウェアラブル
デバイスの割引



ヘルシーフードの
割引 等

STEP 3 特典(リワード)を楽しむ

ご褒美がモチベーションアップにつながります。獲得した累計ポイントで判定されるVitalityステータスに応じて、各種特典が獲得できます！

獲得ポイントに応じたステータス



ブルー



ブロンズ



シルバー



ゴールド

▶ 各種割引等の特典(リワード)が獲得できます。



宿泊代金の割引 等

健康状態



オンライン
チェック



Vitality
健康診断



会員ポータル



ステータスに
応じた特典

累計ポイントで
ステータスを判定

特典(リワード)を楽しむ

(*) Vitalityアプリとは、スマートフォン等でダウン



- Vitality健康プログラムを利用するには、健康 Vitality健康プログラム契約を締結する必要があります
- 保険料とは別に、Vitality利用料として、標準 できます。Vitality利用料はプランによって異
- プランによっては、ご利用対象外の特典(リ「特典ご利用ガイド」をご確認ください。
- Vitality健康プログラム契約の内容(ポイント内容等)は2025年10月現在のものであり、将来



ロードできるモバイルアプリケーションのことで。

増進乗率適用特約を付加した保険契約に加えて、
 があります。
**プランの場合は月額880円(税込)をお払い込みいた
 なり、将来変更することがあります。**
 ワード)があります。ご利用可能な特典(リワード)は
 卜獲得の対象となる健康増進活動や特典(リワード)の
 変更することがあります。

Vitality健康プログラムを利用することで、 健康増進への取組み(ステータス)に応じて、 **保険料が変動します。**

1年目はVitality健康プログラムを
 利用しない場合と比較して、



住友生命の
 保険料割引

割引率 15%

となります。(*3)

2年目以降は、健康増進への取組み
 (ステータス)に応じて毎年変動します。

前年の割引率・割増率から…

ゴールド	割引率 + 2%
シルバー	割引率 + 1%
ブロンズ	変動なし
ブルー (*4)	割増率 + 2%

(*3) 既にVitality健康プログラム契約を締結いただいで
 いる場合は、記載の内容と異なることがあります。

(*4) 2年目に限り、保険料は変動しません。

割引率
 上限 **30%**

~

割増率
 上限 **10%**

となります。

- !** 健康増進への取組みによっては保険料が割増
 になり、健康増進乗率適用特約を付加しない
 場合の保険料を超過することがあります。
- 保険料の変動は、Vitality健康プログラム契約に
 おける特典(リワード)ではなく、健康増進乗率
 適用特約が付加された保険契約のしくみに基づく
 ものです。
- 一部、割引割増対象外の主契約・特約があります。

LUP+SPT

Vitality

健康増進に取り組むことで、
リスクを減らすことはできても
なくすことはできません。
だから、身近に潜むリスクに
備える必要があります。



ケガ・病気で働けなくなったときの リスクに備える

生活障害収入保障特約(23) は、所定の就労不能・要介護状態に該当したとき、**毎年一定額の年金**(就労不能・介護年金(*1))をお受け取りいただくことで、**長期にわたる収入減に備えられます。**

生活障害保障充実特約(23) は、所定の要介護状態が30日継続するごとに**給付金**(就労不能・介護保障充実給付金)をお受け取りいただくことで、**短期の要介護状態による収入減に備えられます。**

継続入院収入サポート特約 は、継続した14日以上入院をしたとき、**一時金**(継続入院給付金)をお受け取りいただくことで、**入院による収入減に備えられます。**

(*1) 所定の回数を上限に、被保険者が生存している限り年金をお支払いします。



・死亡保険金はありません。継続入院収入サポート特約には高度障害保険金はありません。

詳しくは ▶ 37～38ページをご参照ください。



お亡くなりになったときや 重い障害状態になったときの リスクに備える

収入保障特約(18) は、死亡したとき、**毎年一定額の年金**(収入保障年金(*2))をお受け取りいただくことで、**ご遺族の生活を守ります。**

定期保険特約(18) は、死亡したとき、**一時金**(死亡保険金)をお受け取りいただくことで、**葬儀代等の一時的な支出に備えられます。**

(*2) 所定の回数を上限に、年金をお支払いします。

詳しくは ▶ 38ページをご参照ください。



認知症

軽度認知障害(MCI)・認知症になったときのリスクに備える

認知症保障特約 は、生まれて初めて軽度認知障害(MCI)または器質性認知症と診断されたとき、**一時金**(軽度認知障害給付金、認知症保険金)をお受け取りいただくことで**認知症予防や介護費等の支出に備えられます**。



- ・死亡保険金、高度障害保険金はありません。
- ・責任開始日から起算して180日以内に診断された軽度認知障害(MCI)または器質性認知症はお支払いできません。このとき、特約は無効となり、認知症保障特約部分の既払込保険料を払い戻します。
- ・お支払対象となる軽度認知障害(MCI)または器質性認知症は責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因としたものに限ります。

詳しくは ▶ 39ページをご参照ください。



医療

ケガ・病気で入院・手術等を受けたときのリスクに備える

災害・疾病関係特約 は、入院をはじめ、手術・放射線治療等の幅広い治療に備えることができます。**特定重度生活習慣病保障特約** は、重度の生活習慣病により所定の条件に該当したとき、**一時金**(特定重度生活習慣病保険金)をお受け取りいただくことで、**治療費や一時的な収入減にも備えられます**。



- ・お支払対象となる治療・入院・手術は、治療を直接の目的としたものに限ります。
- ・特定重度生活習慣病保障特約には死亡保険金、高度障害保険金はありません。

詳しくは ▶ 40ページ(特定重度生活習慣病保障特約)・42～46ページ(災害・疾病関係特約)をご参照ください。



資産形成

将来の資金不足となるリスクに備える

将来のための資金を計画的に準備することができます。

スミセイの利率変動型積立保険



ライブワン
(保険ファンド[06])

詳しくは ▶ 11ページをご参照ください。

スミセイの特約組立型保険



プライムフィット

詳しくは ▶ 9ページをご参照ください。

既に資産形成機能がある保険をご準備されていたり、今は必要ないという場合は・・・

特約組立型保険

3年ごと配当付特約組立型保険

ライフサイクルにあわせて、就労不能・介護保障、死亡保障・高度障害保障、認知症保障、医療保障をご準備いただけます。



健康増進 就労不能・介護



死亡・高度障害 認知症



医療

スミセイの特約組立型保険



契約年齢範囲

3～75歳

※契約年齢(契約日における被保険者の年齢)が3～14歳の場合、「わんぱっく」と呼称しております。

配当金

3年ごと配当タイプ

特徴

各種特約の付加で、「ケガ・病気で働けなくなったとき」「お亡くなりになったときや重い障害状態になったとき」「軽度認知障害(MCI)または認知症になったとき」「ケガ・病気で入院・手術等を受けたとき」のリスクなどに備えられます。

各種特約を付加した場合のご契約例は 10ページをご参照ください。

⚠️ ご留意ください

- ・資産形成機能、解約返戻金はありません。
- ・付加する特約によっては、死亡保険金はありません。

付加いただける特約(プライムフィット・ライブワン 共通)

- 生活障害収入保障特約(23)(*1) ■生活障害保障充実特約(23)(*1) ■継続入院収入サポート特約
- 収入保障特約(18)(*2) ■定期保険特約(18) ■認知症保障特約(*2) ■特定重度生活習慣病保障特約(*2)
- 保険料払込免除特約(15)[総合型](*2)[生活障害・がん型](*2)[生活障害型] ■健康増進乗率適用特約(*2)

<災害・疾病関係特約>

- 総合医療特約 ■入院保障充実特約(09) ■成人病入院特約(09)(*2) ■女性疾病入院特約(09)(*2)
- がん入院特約(09) ■特定3疾病継続保障特約(*3) ■がん診断継続保障特約(24)(*3) ■がん薬物治療特約
- 新先進医療・患者申出療養特約 ■傷害損傷特約(04) ■災害割増特約 ■傷害特約

- リビング・ニーズ特約(*4) ■保険契約者代理特約 ■被保険者代理特約

(*1)生活障害収入保障特約(23)と生活障害保障充実特約(23)は同時に付加する必要があります。

(*2)「プライムフィット わんぱっく」「ライブワン わんぱっく」には付加できません。

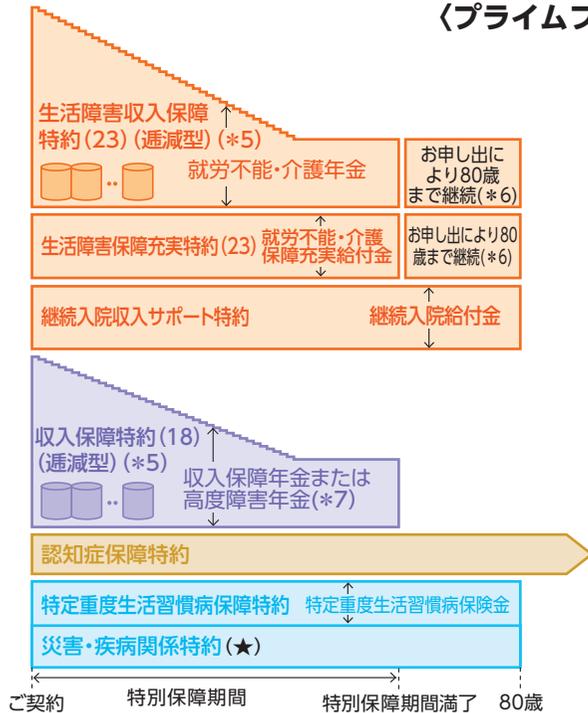
(*3)特定3疾病継続保障特約とがん診断継続保障特約(24)は同時に付加できません。

(*4)収入保障特約(18)または定期保険特約(18)を同時に付加する必要があります。

※「プライムフィット」「ライブワン」は、生活障害収入保障特約(23)、収入保障特約(18)、定期保険特約(18)、認知症保障特約、特定重度生活習慣病保障特約のいずれかを付加する必要があります。

特約については 37～49ページをご参照ください。

〈プライムフィット 未来デザイン1UP SP Vitality〉



- (*5) 年金受取回数は毎年1回ずつ減少しますが、最低5回は保証されています。
- (*6) 生活障害収入保障特約(23)・生活障害保障充実特約(23)について、以後の特約保険料のお払込みが不要となったとき、特別保障期間満了時に80歳までの就労不能・介護保障を継続いただくことはできません。
- (*7) 収入保障年金、高度障害年金は重複してお支払いできません。

特約については 37～49ページをご参照ください。

■30歳契約・男性

ご契約明細	保険(給付)金額	保険期間	払込期間
生活障害収入保障特約(23) (5回保証遞減型)	年金年額180万円	65歳満了	
生活障害保障充実特約(23)	20万円		
継続入院収入サポート特約	30万円	10年更新	80歳まで
収入保障特約(18) (5回保証遞減型)	年金年額120万円	65歳満了	
認知症保障特約	基本保険金額200万円	終身	
特定重度生活習慣病保障特約	100万円	10年更新	80歳まで
保険料払込免除特約(15) [総合型]	付加しています。		
災害・疾病関係特約	(★)	80歳まで	

- ・上記に加え、健康増進乗率適用特約、リビング・ニーズ特約、保険契約者代理特約、被保険者代理特約を付加しています。
- ・更新タイプの特約は、払込期間の年齢まで自動更新します。更新後の保険料は、更新直前に判定されたステータスに応じた割引率・割増率を適用します。
- ・保険料払込免除特約(15)を付加した契約の保険料は、所定の保険料率で計算され、付加しない契約の保険料に比べ、高くなります。

(★) 災害・疾病関係特約

ご契約明細	保険(給付)金額
①総合医療特約(180日型)	日額 10,000円
②入院保障充実特約(09)	入院保障充実給付金額 100,000円
③成人病入院特約(09) (180日型)	日額 5,000円
④がん入院特約(09)	日額 5,000円
⑤特定3疾病継続保障特約	100万円
⑥がん薬物治療特約	月額 100,000円
⑦新先進医療・患者申出療養特約	通算支払限度額 2000万円
⑧傷害損傷特約(04)	運動器損傷給付金額 50,000円
⑨災害割増特約	500万円
⑩傷害特約(本人型)	500万円

特約	保険期間
①～⑧	10年更新
⑨・⑩	80歳まで

■月払保険料(クレジットカード払料率)

ご契約1年目18,829円[割引率15%]

(ご参考:

保険料+Vitality利用料(標準プラン)=19,709円)

2年目以降の保険料は健康増進への取組みに応じて毎年変動します。

保険料の変動については 5～6ページをご参照ください。

- ・⑧⑨⑩の特約の保険料は、割引・割増の対象外となります。
- ・保険料とは別に、Vitality健康プログラムの利用料として、標準プランの場合は月額880円(税込)をお払い込みいただきます。Vitality利用料はプランによって異なり、将来変更することがあります。
- ・保険料払込免除に該当された場合であっても、Vitality利用料のお払込みは必要になります。

利率変動型積立(終身)保険

最低保証利率付3年ごと
利率変動型積立(終身)保険

ライフサイクルにあわせて、就労不能・介護保障、死亡保障・高度障害保障、認知症保障、医療保障、資産形成・老後保障をご準備いただけます。



スミセイの利率変動型積立保険



スミセイの利率変動型積立終身保険



保険ファンド[01]は新保障見直し制度をご利用いただく場合のみお取り扱いしており、新規でのお申込みはお取り扱いしておりません。

契約年齢範囲

3~75歳

※契約年齢(契約日における被保険者の年齢)が3~14歳の場合、「わんぱく」と呼称しております。

配当金

3年ごと配当タイプ

特徴

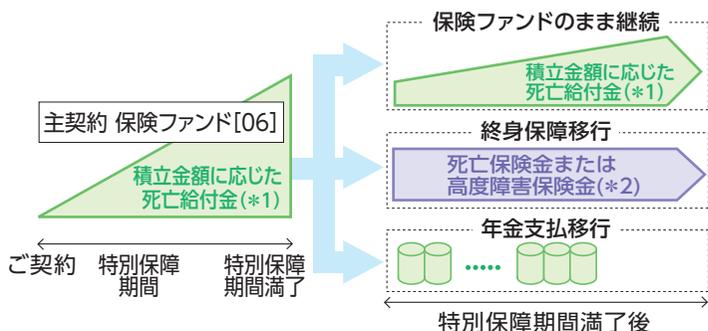
1. 保険ファンドとは、積立金のカタチで保障を準備する保険です。必要に応じて引き出したり、余裕資金を貯蓄したり、保障部分の保険料に充当したりすることができます。
2. 特別保障期間満了後(指定日以降)に、保険ファンドの全部または一部を終身保障や年金へと移行できます(保障内容変更制度)。
3. 各種特約の付加で、「ケガ・病気で働けなくなったとき」「お亡くなりになったときや重い障害状態になったとき」「軽度認知障害(MCI)または認知症になったとき」「ケガ・病気で入院・手術等を受けたとき」のリスクなどに備えられます。

各種特約を付加した場合のご契約例は ▶ 12ページをご参照ください。

⚠️ ご留意ください

- ・ 保険ファンド(積立金)には、貯蓄機能がありますが、一般の預貯金とは異なります。
- ・ ご契約後3年未満で解約または積立金の一部引出しをしたとき、所定の控除があります。保険料払込期間中は最低積立金があり、全額を引き出すことはできません。また、積立金が最低積立金に満たないときは、積立金を引き出すことはできません。

しくみ図



・ 保障内容変更制度のご利用にあたっては、当社所定の条件を満たすことが必要です。終身保障や年金支払いへの移行に必要な積立金額に満たない場合には、移行することができません。

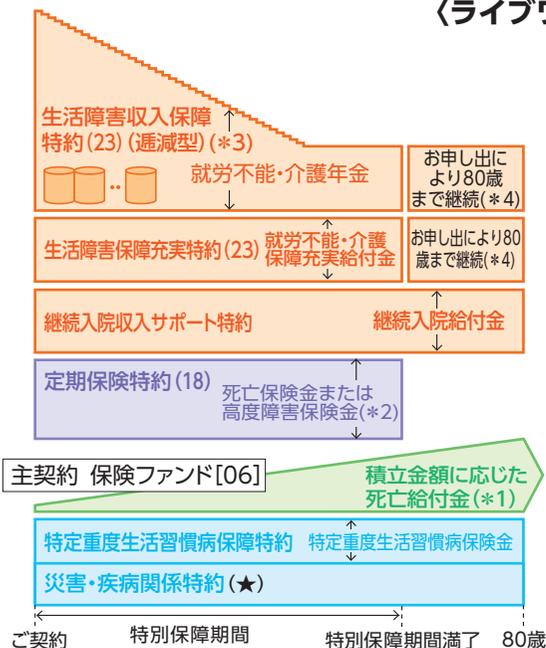
(*1) 高度障害時の保障はありません。

(*2) 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。

付加いただける特約は ▶ 9ページをご参照ください。

ライブワン 各種特約を付加した場合のご契約例

〈ライブワン 未来デザイン1UP SP Vitality〉



- (※1) 高度障害時の保障はありません。
- (※2) 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。
- (※3) 年金受取回数は毎年1回ずつ減少しますが、最低5回は保証されています。
- (※4) 生活障害収入保障特約(23)・生活障害保障充実特約(23)について、以後の特約保険料のお払込みが不要となったとき、特別保障期間満了時に80歳までの就労不能・介護保障を継続いただくことはできません。

特約については 37～49ページをご参照ください。

■20歳契約・女性

ご契約明細	保険(給付)金額	保険期間	払込期間
主契約(保険ファンド[06]) 保険ファンド部分:3,000円	—	終身	
生活障害収入保障特約(23) (5回保証逓減型)	年金額120万円	65歳満了	
生活障害保障充実特約(23)	20万円		
継続入院収入サポート特約	30万円	15年更新	80歳まで
定期保険特約(18)	500万円	15年更新	65歳満了
特定重度生活習慣病保障特約	200万円	15年更新	80歳まで
保険料払込免除特約(15) [総合型]	付加しています。		
災害・疾病関係特約	(★)	80歳まで	

- ・上記に加え、健康増進乗率適用特約、リビング・ニーズ特約、保険契約者代理特約、被保険者代理特約を付加しています。
- ・更新タイプの特約は、払込期間の年齢まで自動更新します。更新後の保険料は、更新直前に判定されたステータスに応じた割引率・割増率を適用します。
- ・保険料払込免除特約(15)を付加した契約の保険料は、所定の保険料率で計算され、付加しない契約の保険料に比べ、高くなります。

(★)災害・疾病関係特約

ご契約明細	保険(給付)金額
①総合医療特約(180日型)	日額 10,000円
②入院保障充実特約(09)	入院保障充実給付金額 100,000円
③女性疾病入院特約(09) (180日型)	日額 5,000円
④がん入院特約(09)	日額 5,000円
⑤特定3疾病継続保障特約	100万円
⑥がん薬物治療特約	月額 100,000円
⑦新先進医療・患者申出療養特約	通算支払限度額 2000万円
⑧傷害損傷特約(04)	運動器損傷給付金額 50,000円
⑨災害割増特約	500万円
⑩傷害特約(本人型)	500万円

特約	保険期間
①～⑧	15年更新
⑨・⑩	80歳まで

■月払保険料(クレジットカード払率)

ご契約1年目 14,461円 [割引率 15%]
(うち保険ファンド部分3,000円)

(ご参考)

保険料+Vitality利用料(標準プラン)
=15,341円

2年目以降の保険料は健康増進への取組みに応じて毎年変動します。

保険料の変動については 5～6ページをご参照ください。

- ・主契約および⑧⑨⑩の特約の保険料は、割引・割増の対象外となります。
- ・保険料とは別に、Vitality健康プログラムの利用料として、標準プランの場合は月額880円(税込)をお払い込みいただきます。Vitality利用料はプランによって異なり、将来変更することがあります。
- ・保険料払込免除に該当された場合であっても、Vitality利用料のお払込みは必要になります。



身近なケガや病気はもちろん、長期化・重症化して日常生活が不自由になったときにも備えられる、お子さま向けの保険です。

※契約年齢(契約日における被保険者の年齢)が3~14歳のプライムフィット、ライブワンを「わんぱっく」と呼称しております。

1. ケガや病気で入院したり、手術等を受けたときに幅広く備えられます。

2. ケガや病気が長期化・重症化したときにも手厚く備えられます。

3. 保険料の一部を積立て、教育資金などにお役立ていただけます。

※主契約：保険ファンド[06]、総合医療特約、生活障害収入保障特約(23)を付加した場合

〈各種特約を付加した場合のご契約例〉

■3歳契約・男性

ご契約明細		保険(給付)金額	保険期間	払込期間
主契約(保険ファンド[06]) 保険ファンド部分：2,705円		—	終身	
生活障害収入保障特約(23)(20年・5回保証通減型)		年金年額120万円	20年更新	60歳まで
生活障害保障充実特約(23)		20万円		80歳まで
継続入院収入サポート特約		30万円		60歳まで
定期保険特約(18)		300万円		
保険料払込免除特約(15)[生活障害型]		付加しています。		
災害・疾病関係特約	総合医療特約(180日型)	日額 5,000円	20年更新	80歳まで
	入院保障充実特約(09)	入院保障充実給付金額 75,000円		
	がん入院特約(09)	日額 5,000円		
	がん診断継続保障特約(24)	100万円		
	がん薬物治療特約	月額 100,000円		
	新先進医療・患者申出療養特約	通算支払限度額 2000万円		
傷害損傷特約(04)		運動器損傷給付金額 50,000円		

- ・上記に加え、リビング・ニーズ特約、保険契約者代理特約、被保険者代理特約を付加しています。
- ・更新タイプの特約は、払込期間の年齢まで自動更新します。
- ・保険料払込免除特約(15)を付加した契約の保険料は、所定の保険料率で計算され、付加しない契約の保険料に比べ、高くなります。

特約については 37~49ページをご参照ください。

■月払保険料(口座振替料率)

8,000円《ご契約当初20年間》
(うち保険ファンド部分 2,705円)

利率変動型積立(終身)保険

最低保証利率付3年ごと利率変動型積立(終身)保険

現在当社にご加入いただいているお客さま向けに、最新の医療保障等をお求めやすい保険料でご提供するプランです。

スミセイの利率変動型積立保険



契約年齢範囲
3~75歳
配当金
3年ごと配当タイプ

主契約が利率変動型積立保険を保険ファンド[06]、利率変動型積立終身保険を保険ファンド[01]と
います。保険ファンド[01]は、新保障見直し制度をご利用いただく場合のみお取扱いしております。

特徴

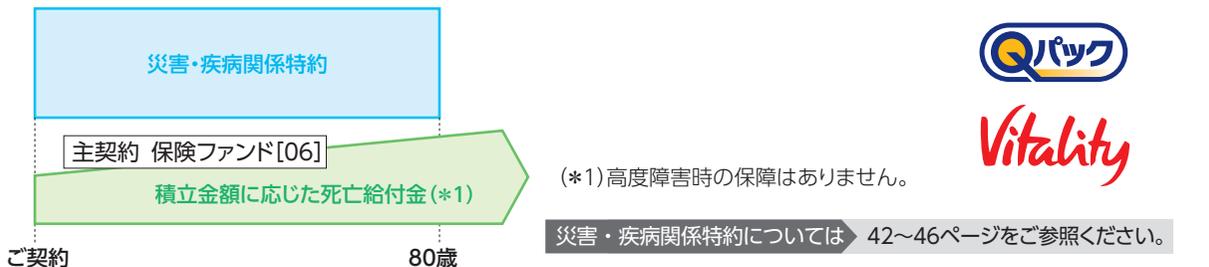
1. ケガや病気による入院や手術など、最新の医療保障を重点的にご準備いただけます。
2. 保険ファンドを活用して、保障部分の保険料を軽減することができます。

※保険ファンドを保障部分の保険料に活用した場合、保険ファンドの積立金は減少します。

⚠️ ご留意ください

- ・保険ファンド(積立金)には、貯蓄機能がありますが、一般の預貯金とは異なります。
- ・ご契約後3年未満で解約または積立金の一部引出しをしたとき、所定の控除があります。保険料払込期間中は最低積立金があり、全額を引き出すことはできません。また、積立金が最低積立金に満たないときは、積立金を引き出すことはできません。
- ・Qパックは現在の当社のご契約を下取り(新転換制度)または分割転換制度、新保障見直し制度をご利用いただく場合のみお取扱いしており、新規でのお申込みはお取扱いしておりません。

しくみ図



保険料例

- 50歳契約・男性 ■主契約：保険ファンド[06] (保険期間・払込期間…終身)
(災害・疾病関係特約(保険期間・払込期間…80歳まで))
 - 総合医療特約(180日型)…日額 10,000 円 ■入院保障充実特約(09)…入院保障充実給付金額 100,000 円 ■保険料払込免除特約(15) [総合型] 付加 ■健康増進乗率適用特約を付加しています。
 - 月払保険料……………ご契約1年目 12,367 円 [割引率 15%]
(クレジットカード払料率) (保険ファンド部分の保険料は自由に設定できます。)
- 保険料の変動については 5~6ページをご参照ください。
- (ご参考:保険料+Vitality利用料(標準プラン)=13,247円)
2年目以降の保険料は健康増進への取組みに応じて毎年変動します。
- ・主契約は割引・割増の対象外となります。
 - ・保険料とは別に、Vitality健康プログラムの利用料として、標準プランの場合は月額880円(税込)をお払い込みいただけます。Vitality利用料はプランによって異なり、将来変更することがあります。
 - ・保険料払込免除特約(15)を付加した契約の保険料は、所定の保険料率で計算され、付加しない契約の保険料に比べ、高くなります。
 - ・保険料払込免除に該当された場合であっても、Vitality利用料のお払込みは必要になります。
 - ・保険料例は振替額等を考慮しておりません。

付加いただける特約

- 継続入院収入サポート特約 ■定期保険特約(18) ■生活障害終身保険特約(*2) ■認知症保障特約(*3)
 - 特定重度生活習慣病保障特約 ■保険料払込免除特約(15) [総合型] [生活障害・がん型] [生活障害型]
 - 健康増進乗率適用特約(*2) ■総合医療特約(*3) ■入院保障充実特約(09) ■成人病入院特約(09)
 - 女性疾病入院特約(09) ■がん入院特約(09) ■特定3疾病継続保障特約(*4) ■がん診断継続保障特約(24)(*4)
 - がん薬物治療特約 ■新先進医療・患者申出療養特約 ■傷害損傷特約(04) ■災害割増特約 ■傷害特約
 - リビング・ニーズ特約(*5) ■保険契約者代理特約 ■被保険者代理特約
- (*2)生活障害終身保険特約と健康増進乗率適用特約は同時に付加できません。 (*3)認知症保障特約または総合医療特約いずれかを付加する必要があります。(*4)特定3疾病継続保障特約とがん診断継続保障特約(24)は同時に付加できません。(*5)定期保険特約(18)または生活障害終身保険特約を同時に付加する必要があります。
- 特約については 37~49ページをご参照ください。

医療保険

5年ごと利差配当付医療定期保険
5年ごと利差配当付医療終身保険

充実した医療保障をご準備いただけます。

スミセイの医療保険



定期タイプ・終身タイプ

契約年齢範囲

定期タイプ 0~70歳
終身タイプ 15~80歳

配当金

5年ごと利差配当タイプ

特徴

1. 日帰り入院(*1)から長期の入院まで保障します。
(*1)日帰り入院とは、入院日=退院日の入院で、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
2. 入院中・外来を問わず、1,000種類以上の公的医療保険対象の手術を保障します。
3. 入院・手術に加えて、放射線治療にも備えられます。
4. がん入院は日数無制限で、がん入院中の手術なら倍額お支払いします。

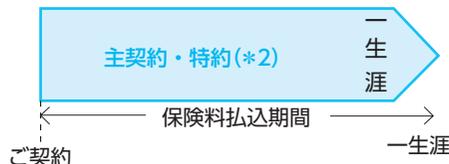
⚠️ ご注意ください

- ・死亡保険金、解約返戻金はありません。
- ・お支払対象となる治療・入院・手術は、治療を直接の目的としたものに限ります。
- ・「創傷処理」等、手術給付金をお支払いできない手術が5種類あります。

しくみ図

定期タイプ

終身タイプ



(*2) 傷害損傷特約(04)のみ80歳まで

保険料例

・終身タイプには、保険料払込期間が有期払いのタイプもあります。この場合、健康増進乗率適用特約は付加できません。

【定期タイプ】(保険期間・払込期間…10年)

- 20歳契約・男性
- 主契約(180日型)・I型……………日額10,000円
- 入院保障充実特約(09)…入院保障充実給付金額100,000円
- 新先進医療・患者申出療養特約…通算支払限度額200万円
- 傷害損傷特約(04)……………運動器損傷給付金額50,000円
- 健康増進乗率適用特約を付加しています。
- 月払保険料(クレジットカード払料率)…ご契約1年目 **3,229円**
[割引率15%]

(ご参考: 保険料+Vitality利用料(標準プラン)=4,109円)

- ・2年目以降の保険料は健康増進への取組みに応じて毎年変動します。
- ・傷害損傷特約(04)の保険料は、割引・割増の対象外となります。
- ・定期タイプは、80歳まで自動更新します。更新後の保険料は、更新直前に判定されたステータスに応じた割引率・割増率を適用します。
- ・保険料とは別に、Vitality健康プログラムの利用料として、標準プランの場合は月額880円(税込)をお払い込みいただけます。Vitality利用料はプランによって異なり、将来変更することがあります。

【終身タイプ】(保険期間・払込期間…①終身 ②80歳まで)

- 40歳契約・女性
- 主契約(180日型)・I型……………日額10,000円①
- 入院保障充実特約(09)…入院保障充実給付金額100,000円①
- 新先進医療・患者申出療養特約…通算支払限度額200万円①
- 傷害損傷特約(04)……………運動器損傷給付金額50,000円②
- 健康増進乗率適用特約を付加しています。
- 月払保険料(クレジットカード払料率)…ご契約1年目 **8,543円**
[割引率15%]

(ご参考: 保険料+Vitality利用料(標準プラン)=9,423円)

保険料の変動については 5~6ページをご参照ください。

付加いただける特約

- 継続入院収入サポート特約
- 定期保険特約(18)
- 生活障害終身保険特約(*3)
- 特定重度生活習慣病保障特約
- 保険料払込免除特約(15)[総合型][生活障害・がん型][生活障害型]
- 健康増進乗率適用特約(*3)
- 入院保障充実特約(09)
- 成人病入院特約(09)
- 女性疾病入院特約(09)
- がん入院特約(09)
- 特定3疾病継続保障特約(*4)
- がん診断継続保障特約(24)(*4)
- がん薬物治療特約
- 新先進医療・患者申出療養特約
- 傷害損傷特約(04)
- 傷害特約
- 保険契約者代理特約
- 被保険者代理特約

(*3)生活障害終身保険特約と健康増進乗率適用特約は同時に付加できません。 (*4)特定3疾病継続保障特約とがん診断継続保障特約(24)は同時に付加できません。

特約については 37~49ページをご参照ください。

限定告知型終身保険

5年ごと利差配当付限定告知型終身保険

健康上の理由で保険加入をあきらめていた方にも安心の保障をご準備いただけます。



スミセイの限定告知型終身保険



契約年齢範囲

(有期払いの場合)
20～75歳

(終身払いの場合)
20～85歳

配当金

5年ごと利差配当タイプ

特徴

1. 5つの告知項目に1つもあてはまらなければご加入いただけます。

告知項目については 34ページをご参照ください。

2. 現在の病気が悪化・再発して入院・手術をされた場合でも、給付金をお支払いします。(*5)

3. 医療保障も死亡保障も一生涯つづきます。(*5)

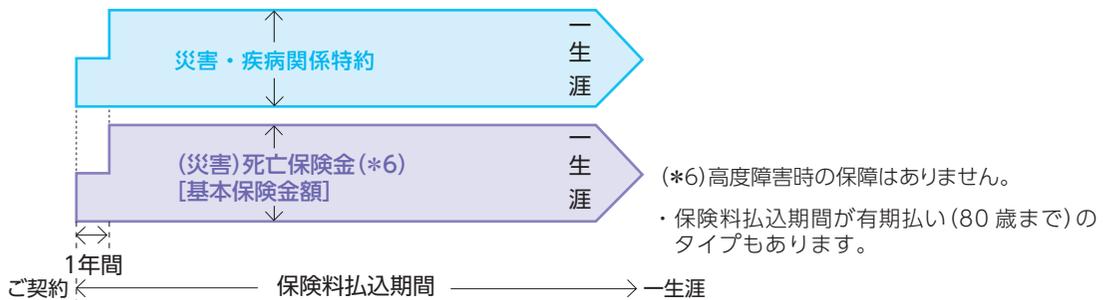
(*5) 災害・疾病関係特約(終身タイプ)を付加した場合です。

! ご留意ください

- ・保険料は、健康に不安のない方がご加入いただける当社の他の保険に比べ割増しされています。
- ・ご契約後1年以内にお支払理由に該当されたとき、お支払いする保険金・給付金は半額となります。

ご留意事項は 34ページをご参照ください。

しくみ図



災害・疾病関係特約については 47～48ページをご参照ください。

保険料例

- 50歳契約・男性
- 主契約・Ⅱ型(保険期間・払込期間…終身)…基本保険金額 20万円
- 限定告知型医療特約(60日型)(保険期間・払込期間…終身)…日額 7,000円
- 限定告知型入院保障充実特約(保険期間・払込期間…終身)…入院保障充実給付金額 30,000円
- 限定告知型傷害損傷特約(保険期間・払込期間…80歳まで)…運動器損傷給付金額 50,000円
- 月払保険料(口座振替料率) …………… 10,453円 (80歳まで)

付加いただける特約

- 限定告知型医療特約
- 限定告知型入院保障充実特約
- 限定告知型傷害損傷特約
- リビング・ニーズ特約
- 保険契約者代理特約
- 被保険者代理特約(*7)

(*7) 契約者=被保険者または限定告知型医療特約、限定告知型入院保障充実特約、限定告知型傷害損傷特約、リビング・ニーズ特約のいずれかを付加した場合に限り付加できます。

特約については 37～49ページをご参照ください。

終身保険

低解約返戻金型無配当終身保険

一生涯の保障をご準備いただけます。

スミセイの低解約返戻金型終身保険



契約年齢範囲

15~75歳

配当金

無配当タイプ

特徴

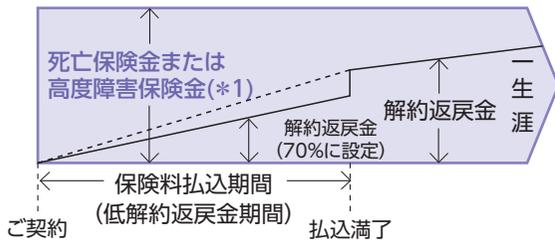
1. 一生涯にわたり、死亡または高度障害のときの保障をご準備いただけます。
2. 保険料払込期間満了後の解約返戻金も魅力です。
※解約返戻金をお受け取りいただくにはご契約を解約する必要があります。その場合、以後の保障はなくなります。

⚠️ ご注意ください

・ 保険料払込期間中に解約されると、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。

ご留意事項は ▶ 34ページをご参照ください。

しくみ図



※点線部分は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しております。

なお、解約返戻金を低く設定しないお取扱いはできません。
(*1) 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。

保険料例

- 30歳契約・男性
- 主契約(保険期間・払込期間…終身・60歳まで)…1000万円
- 月払保険料(口座振替料率) …………… 23,650円

付加いただける特約

- リビング・ニーズ特約
- 保険契約者代理特約
- 被保険者代理特約

特約については ▶ 37~49ページをご参照ください。

終身保険

低解約返戻金型
無配当介護保障終身保険

一生涯の保障をご準備いただけます。

スミセイの低解約返戻金型介護終身保険



介護



死亡・高度障害



老後保障



契約年齢範囲

15～75歳

配当金

無配当タイプ

特徴

1. 一生涯にわたり、介護、死亡または高度障害のときの保障をご準備いただけます。
2. 保険料払込期間満了後の解約返戻金も魅力です。

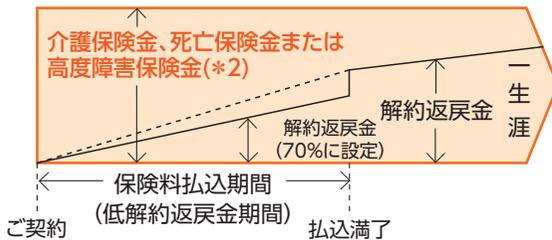
※解約返戻金をお受け取りいただくにはご契約を解約する必要があります。その場合、以後の保障はなくなります。

⚠️ ご注意ください

- ・ 保険料払込期間中に解約されると、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。
- ・ 要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

ご留意事項は ▶ 34ページをご参照ください。

しくみ図



※点線部分は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しております。

なお、解約返戻金を低く設定しないお取扱いはできません。
(*2) 介護保険金、死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。

保険料例

- 40歳契約・女性
- 主契約(保険期間・払込期間…終身・65歳まで)…500万円
- 月払保険料(口座振替料率) …………… 14,925円

付加いただける特約

- リビング・ニーズ特約
- 保険契約者代理特約
- 被保険者代理特約

特約については ▶ 37～49ページをご参照ください。

終身保険

3年ごと配当付特約組立型保険

一生涯の保障をご準備いただけます。

スミセイの

認知症保険



認知症

※3年ごと配当付特約組立型保険に特定認知症状態保障特約を付加したものを「スミセイの認知症保険」と呼称しています。なお、ご契約によっては最低保証利率付3年ごと利率変動型積立(終身)保険に同特約を付加してご契約いただくこともできます。

契約年齢範囲

(有期払いの場合)
50~75歳
(終身払いの場合)
50~85歳

配当金

3年ごと配当タイプ

特徴

1. 一生涯の認知症保障をお求めやすい保険料でご準備いただけます。
2. 4つの告知項目に1つも当てはまらなければご加入いただけます。

告知事項については 35ページをご参照ください。

! ご留意ください

- ・死亡保険金、高度障害保険金、解約返戻金はありません。
- ・高度障害状態、障害状態による保険料払込免除のお取扱いはできません。
- ・責任開始日から起算して1年以内に診断された見当識障害がある器質性認知症はお支払いできません。このとき、特約は無効となり、特定認知症状態保障特約部分の既払込保険料を払い戻します。
- ・「軽度認知障害 (MCI)」や「見当識障害のない器質性認知症」ではお支払いできません。

ご留意事項は 35ページをご参照ください。

しくみ図



- ・保険料払込期間が有期払いのタイプもあります。
(*1) 責任開始日から起算して1年以内にお支払理由に該当された場合、保険金はお支払いできません。

保険料例

- 70歳契約・男性
- 特定認知症状態保障特約(保険期間・払込期間…終身)…特定認知症状態保険金200万円
- 月払保険料(クレジットカード払利率)……………4,220円

付加いただける特約

- 保険契約者代理特約
- 被保険者代理特約

特約については 37~49ページをご参照ください。

終身保険

5年ごと利差配当付終身保険

一生涯の保障をご準備いただけます。



スミセイの



契約年齢範囲

(平準払いの場合)
男性 15~75歳
女性 15~80歳
(一時払いの場合)
15~80歳

配当金

5年ごと利差配当タイプ

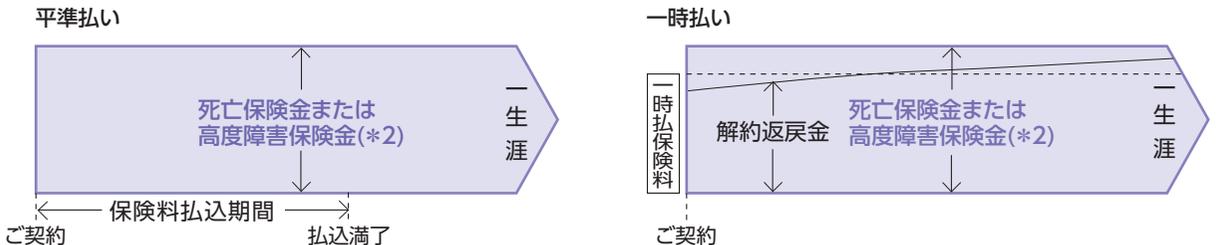
特徴

1. 一生涯にわたり死亡または高度障害のときの保障をご準備いただけます。
2. 各種特約を付加いただくことで、ケガや病気による入院・手術等にも備えることができます。
※一時払いの場合、災害・疾病関係特約は付加いただけません。

⚠️ ご注意ください

・保険料払込方法が一時払いの場合、ご契約時に適用される予定利率は金利情勢に応じて毎月1日に設定されます。金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

しくみ図



・保険料払込期間が終身払いのタイプもあります。
(*2) 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。

保険料例

- 40歳契約・男性
- 主契約(保険期間・払込期間…終身・65歳まで) …1000万円
- 月払保険料(口座振替料率) ……**34,320円**

※一時払保険料等の詳細については、「設計書(契約概要)」等でご確認ください。

付加いただける特約

- 総合医療特約 ■ 入院保障充実特約(09) ■ 成人病入院特約(09) ■ 女性疾病入院特約(09) ■ がん入院特約(09)
 - 特定3疾病継続保障特約(*3) ■ がん診断継続保障特約(24)(*3) ■ がん薬物治療特約 ■ 新先進医療・患者申出療養特約
 - 傷害損傷特約(04) ■ 災害割増特約 ■ 傷害特約 ■ リビング・ニーズ特約 ■ 保険契約者代理特約 ■ 被保険者代理特約
- (*3) 特定3疾病継続保障特約とがん診断継続保障特約(24)は同時に付加できません。

特約については 37~49ページをご参照ください。

終身保険

5年ごと利差配当付
終身保険(一時払い)

一生涯の保障をご準備いただけます。



スミセイの

かんたん告知 終身保険90

一時払い

契約年齢範囲

15~90歳
金利情勢により異なります。

配当金

5年ごと利差配当タイプ

特徴

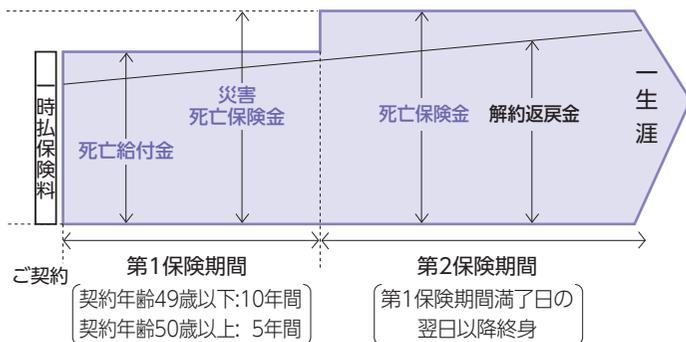
1. 一生涯にわたり死亡のときの保障をご準備いただけます。
2. 職業告知でお申し込みが可能です。
※告知内容によってはご加入いただけないことがあります。

⚠️ ご注意ください

- ・高度障害状態による保険金のお支払いはありません。
- ・入院中または入院・手術の予定がある場合はご加入いただけません。
- ・ご契約時に適用される予定利率は金利情勢に応じて毎月1日に設定されます。
金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

ご留意事項は ▶ 35ページをご参照ください。

しくみ図



- ・第1保険期間の死亡給付金額を一時払保険料相当額に抑えることで、第2保険期間の死亡保障を大きくしています。
- ・第1保険期間中の解約返戻金額は、一時払保険料相当額が上限となります。

保険料例

※保険料等の詳細については、「設計書(契約概要)」等でご確認ください。

付加いただける特約

■ 保険契約者代理特約 ■ 被保険者代理特約(*1)

(*1) 年金支払移行特約を付加し、かつ被保険者=年金受取人の場合に限り付加できます。

特約については ▶ 37~49ページをご参照ください。

終身保険

低解約返戻金型5年ごと利差配当付
選択通貨建特別終身保険

一生涯の保障をご準備いただけます。



5年つみたて 終身保険

契約年齢範囲

15～80歳

配当金

5年ごと利差配当タイプ

特徴

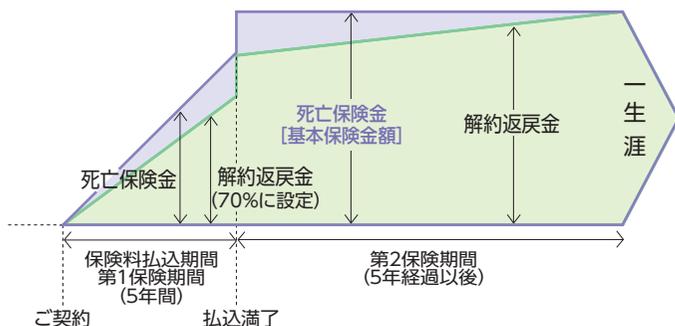
1. ご契約から5年経過時点で死亡保険金額が増加し、以後、一生涯保障します。
※ご契約当初5年間の死亡保険金額は既払込保険料相当額です。
2. 解約返戻金額はご契約から5年経過以後に、既払込保険料相当額を上回ります。
基本保険金額を上限に増加し続けます。
※解約返戻金をお受け取りいただくにはご契約を解約する必要があり、その場合、以後の保障はなくなります。

⚠️ ご留意ください

- ・高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
- ・保険料払込期間中に解約されると、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。
- ・ご契約時に適用される予定利率は金利情勢に応じて毎月2日に見直すことがあります。
金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

ご留意事項は 36ページをご参照ください。

しくみ図



保険料例

※保険料等の詳細については、「ご提案内容説明書(設計書)」等でご確認ください。

付加いただける特約

■重度介護前払特約(*2) ■保険契約者代理特約 ■被保険者代理特約

(*2)・重度介護前払特約を付加することで、第2保険期間中、請求日時点で被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されている場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。

- ・特約基準保険金額(ご請求額)から、所定の期間に応じた利息を差し引いた金額をお支払いします。
- ・重度介護前払保険金をお支払い後、すぐに被保険者が死亡された場合も、既に差し引いた所定の期間に応じた利息はご返金できません。

特約については 37～49ページをご参照ください。

定期保険

5年ごと利差配当付定期保険

死亡保障または高度障害保障をご準備いただけます。

スミセイの定期保険



死亡・高度障害



契約年齢範囲

18～64歳

配当金

5年ごと利差配当タイプ

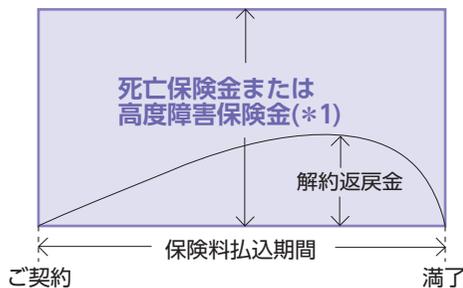
特徴

1. 死亡時または高度障害時の大型保障をお求めやすい保険料でご準備いただける法人契約専用の保険です。
2. 解約返戻金を企業のニーズにあわせて事業保障資金、退職慰労金等にご活用いただけます。
※解約返戻金をお受け取りいただくにはご契約を解約する必要があります、その場合、以後の保障はなくなります。

⚠️ ご注意ください

- ・解約返戻金は、保険期間満了時には全くありません。また、解約返戻金額は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。
- ・エンブレムのご契約形態は、契約者=法人、被保険者=法人の役員・従業員、保険金受取人=法人に限ります。

しくみ図



- ・保険期間・保険料払込期間は85歳満了です。
- (*1)死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。

保険料例

- 40歳契約・男性
- 主契約(保険期間・払込期間…85歳まで)……………1億円
- 年1回払保険料(口座振替料率) …………… 1,648,721 円

付加いただける特約

- リビング・ニーズ特約

特約については 37～49ページをご参照ください。

定期保険

無配当定期保険

死亡保障または高度障害保障をご準備いただけます。



スミセイの定期保険



契約年齢範囲

18～75歳

配当金

無配当タイプ

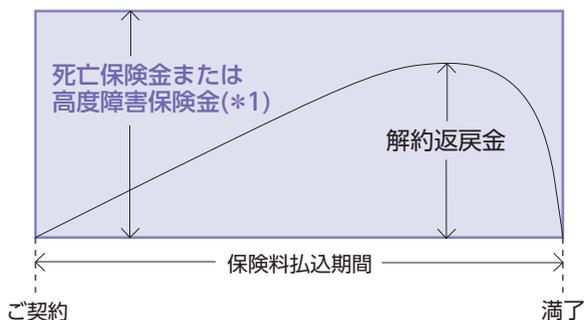
特徴

1. 90～98歳までの死亡時または高度障害時の大型保障をご準備いただける法人契約専用の保険です。
2. 解約返戻金を企業のニーズにあわせて事業保障資金、退職慰労金等にご活用いただけます。
※解約返戻金をお受け取りいただくにはご契約を解約する必要があり、その場合、以後の保障はなくなります。

⚠️ ご注意ください

- ・解約返戻金は、保険期間満了時には全くありません。また、解約返戻金額は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。
- ・エンブレム新長期プランのご契約形態は、契約者=法人、被保険者=法人の役員・従業員、保険金受取人=法人に限ります。

しくみ図



- ・90～98歳満了を取り扱います。
- (*1)死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。

保険料例

- 40歳契約・男性
- 主契約(保険期間・払込期間…98歳まで)……………1億円
- 年1回払保険料(口座振替料率)……………2,130,432円

付加いただける特約

- 保険料払込免除特約(15) [総合型] [生活障害・がん型] [生活障害型]
- リビング・ニーズ特約

特約については 37～49ページをご参照ください。

定期保険

死亡保障または高度障害保障をご準備いただけます。

低解約返戻金型無配当定期保険

スマセイの低解約返戻金型定期保険

スマセイの低解約返戻金型定期保険



「エンブレムGP」は法人のお客さま向け、「グランド パスポート」は個人のお客さま向けの保険です。

契約年齢範囲

【エンブレムGP】
18～75歳
【グランド パスポート】
15～75歳

配当金

無配当タイプ

特徴

解約返戻金を低く設定した期間を設けているため、お求めやすい保険料で98歳までの死亡時または高度障害時の大型保障をご準備いただけます。

！ ご注意ください

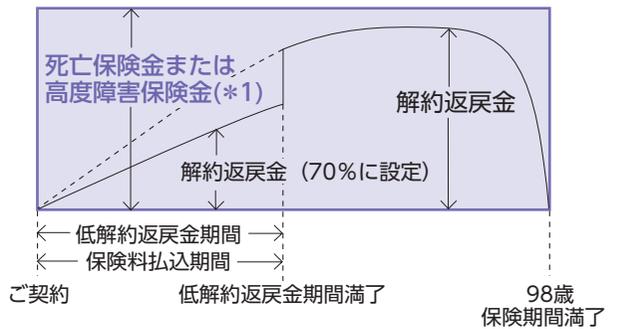
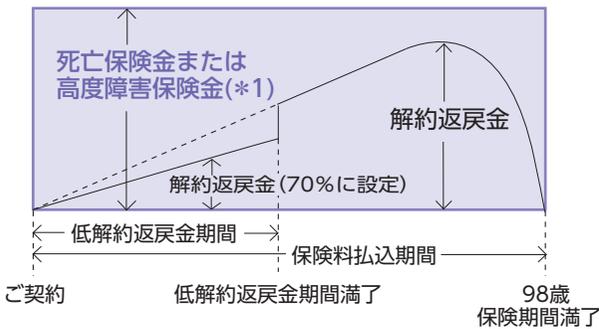
- ・解約返戻金は、保険期間満了時には全くありません。また、解約返戻金額は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に、低解約返戻金期間中にご契約を解約された場合、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。

ご留意事項は 36ページをご参照ください。

しくみ図

全期払い

短期払い



※点線部分は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しております。

なお、解約返戻金を低く設定しないお取扱いはできません。

(*1) 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。

保険料例

【エンブレムGP】（全期払い）

- 40歳契約・男性
- 主契約（保険期間・払込期間…98歳まで
低解約返戻金期間…60歳まで）……………1億円
- 年1回払保険料（口座振替料率） ……2,026,362 円

【グランド パスポート】（短期払い）

- 30歳契約・女性
- 主契約（保険期間…98歳まで
払込期間・低解約返戻金期間…60歳まで）……………1000万円
- 月払保険料（口座振替料率） ……18,890 円

付加いただける特約

- 保険料払込免除特約（15）[総合型] [生活障害・がん型] [生活障害型]
 - リビング・ニーズ特約 ■保険契約者代理特約（*2） ■被保険者代理特約（*3）
- （*2）契約者＝法人の場合は付加できません。
（*3）契約者＝保険金受取人＝法人の場合は付加できません。

特約については 37～49ページをご参照ください。

生存給付金付定期保険

5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)

死亡保障または高度障害保障に加え、ボーナス（生存給付金）をお受け取りいただけます。



スミセイの生存給付金付定期保険



契約年齢範囲

0~70歳

配当金

5年ごと利差配当タイプ

特徴

1. ご契約当初から満期まで、死亡保障または高度障害保障をご準備いただけます。
2. ご契約後3年目から、2年ごとに記念日ボーナスを、さらに、満期時には満期時ボーナスをお受け取りいただけます。

⚠️ ご留意ください

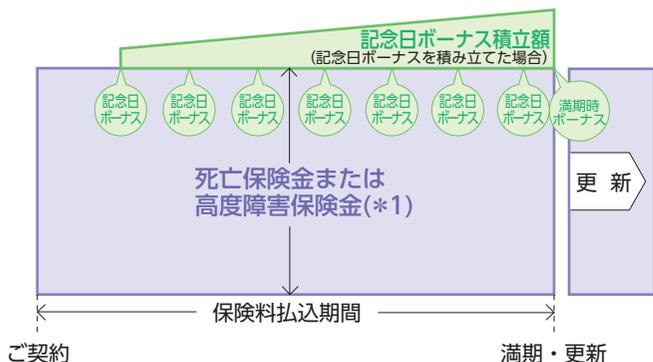
・ボーナスの受取総額は、払込保険料総額を下回ります。

ご留意事項は 36ページをご参照ください。

しくみ図

記念日ボーナス：基本保険金額の10%

満期時ボーナス：基本保険金額の50%



- ・更新日の2か月前までに更新しない旨のお申し出がない限り、診査・告知なしで1回に限り自動更新します。
- ・満期時ボーナスお支払時には、記念日ボーナスは重複してお支払いできません。
- ・保険期間は、15年・20年・25年・30年のうちからお選びいただけます。
- (*1) 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。

保険料例

- 20歳契約・女性
- 主契約(保険期間・払込期間…15年)……基本保険金額200万円
- 記念日ボーナス…20万円
- 満期時ボーナス…100万円
- 月払保険料(口座振替利率) …………… 13,662円 《ご契約当初15年間》

付加いただける特約

- 定期保険特約(18) ■特定重度生活習慣病保障特約 ■総合医療特約 ■入院保障充実特約(09) ■成人病入院特約(09)
 - 女性疾病入院特約(09) ■がん入院特約(09) ■特定3疾病継続保障特約(*4) ■がん診断継続保障特約(24)(*4)
 - がん薬物治療特約 ■新先進医療・患者申出療養特約 ■傷害損傷特約(04) ■災害割増特約 ■傷害特約
 - 保険契約者代理特約 ■被保険者代理特約
- (*4) 特定3疾病継続保障特約とがん診断継続保障特約(24)は同時に付加できません。

特約については 37~49ページをご参照ください。

養老保険

5年ごと利差配当付自由保険

積立と保障をあわせてご準備いただけます。

スミセイの

自由保険



契約年齢範囲

(平準払いの場合) 0~70歳
(一時払いの場合) 6~70歳
金利情勢により異なります。

配当金

5年ごと利差配当タイプ

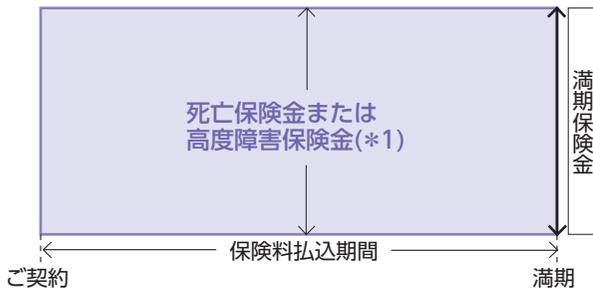
特徴

1. 一定期間の死亡保障または高度障害保障をご準備いただけます。
2. 満期時には、主契約の死亡保険金額と同額の満期保険金をお支払いします。

⚠️ ご留意ください

- ・保険料払込方法が一時払いの場合、ご契約時に適用される予定利率は金利情勢に応じて毎月設定されます。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

しくみ図



(*1) 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。

保険料例

- 30歳契約・男性
- 主契約(保険期間・払込期間…60歳まで) …… 500万円
- 月払保険料(口座振替料率) …… 14,925円

※一時払保険料等の詳細については、「設計書(契約概要)」等でご確認ください。

付加いただける特約

- 総合医療特約 ■ 入院保障充実特約(09) ■ 成人病入院特約(09) ■ 女性疾病入院特約(09) ■ がん入院特約(09)
- 特定3疾病継続保障特約(*2) ■ がん診断継続保障特約(24)(*2) ■ がん薬物治療特約 ■ 新先進医療・患者申出療養特約
- 傷害損傷特約(04) ■ 災害割増特約 ■ 傷害特約 ■ 保険契約者代理特約 ■ 被保険者代理特約

(*2) 特定3疾病継続保障特約とがん診断継続保障特約(24)は同時に付加できません。

特約については 37~49ページをご参照ください。

個人年金保険

5年ごと利差配当付生存保障重視型
個人年金保険(14)

セカンドライフのための資金をご準備いただけます。



スミセイの個人年金保険



5年確定年金・10年確定年金・15年確定年金

契約年齢範囲

0~75歳

配当金

5年ごと利差配当タイプ

特徴

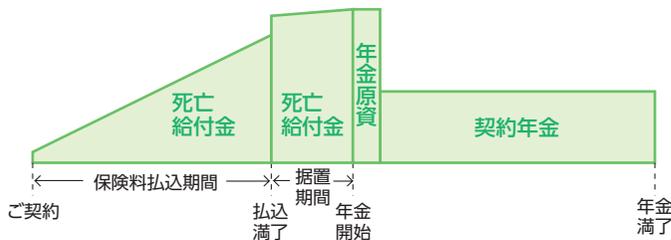
1. 公的年金にプラスして、将来受け取る年金をご自身でご準備いただける個人年金保険です。
2. 保険料払込期間満了後、払込保険料総額を上回る年金をお受け取りいただけます。
3. 保険料払込期間満了後から年金受取開始まで据置期間を設けることで、年金額を増やせます。
4. 保険料が一定額を超えると、たのしみランク(*3)適用により受取率がアップします。

(*3) たのしみランクは保険料割引制度の愛称で、割引前の月換算保険料(年1回払い、年2回払いの場合はそれぞれ月払いに換算した金額)が15,000円以上の場合に適用されます。詳しくは、「設計書(契約概要)」をご覧ください。

⚠️ ご注意ください

- ・ 保険料払込期間中に解約されると、解約返戻金額は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。
- ・ 高度障害状態、障害状態による保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはできません。

しくみ図



- ・ 保険料払込期間満了と年金受取開始が同一の全期払いのタイプもあります。
- ・ 平準払いのみお取扱いします。

保険料例

- 30歳契約・男性
- 60歳払込満了
- 10年確定年金
- 65歳年金開始
- 月払保険料(口座振替料率)…15,000円(たのしみランク適用による割引後の保険料です)
- 基本年金額…63.83万円

付加いただける特約

- 保険契約者代理特約
- 被保険者代理特約(*4)

(*4) 契約者=被保険者または年金受取人=被保険者の場合に限り付加できます。

特約については 37~49ページをご参照ください。

個人年金保険

5年ごと利差配当付個人年金保険

セカンドライフのための資金をご準備いただけます。



資産形成

スミセイの個人年金保険



5年確定年金・10年確定年金・15年確定年金
80歳満了確定年金・有期年金

契約年齢範囲

15～80歳
金利情勢により異なります。

配当金

5年ごと利差配当タイプ

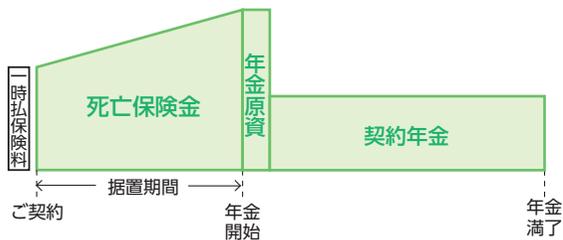
特徴

被保険者が所定の年齢になられたとき、以後年金をお支払いし、セカンドライフの充実を図る一時払いの個人年金保険です。

⚠️ ご注意ください

- ・ご契約時に適用される予定利率は金利情勢に応じて毎月設定されます。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。
- ・解約返戻金は、ご契約から一定期間は一時払保険料を下回ります。

しくみ図



- ・高度障害状態、障害状態による保険金のお支払いはできません。
- ・保険料をまとめてお払い込みいただく一時払いのみお取扱いします。

保険料例

※保険料等の詳細については、「設計書(契約概要)」等でご確認ください。

付加いただける特約

■保険契約者代理特約 ■被保険者代理特約(*1)

(*1) 契約者=被保険者または年金受取人=被保険者の場合に限り付加できます。

特約については ▶ 37～49ページをご参照ください。

個人年金保険

5年ごと利差配当付生存保障重視型
個人年金保険(14)

お子さまの教育資金をご準備いただけます。
(たのしみキャンパスは個人年金保険です。)



スミセイの学資積立保険



第1回年金倍額型5年確定年金

契約年齢範囲
被保険者(お子さま)
0~8歳
配当金
5年ごと利差配当タイプ

特徴

1. お子さまの教育資金にお役立ていただける年金のしくみを活用した学資積立保険です。
2. 保険料払込期間満了後、払込保険料総額を上回る年金をお受け取りいただけます。
3. 保険料が一定額を超えると、たのしみランク(*2)適用により受取率がアップします。

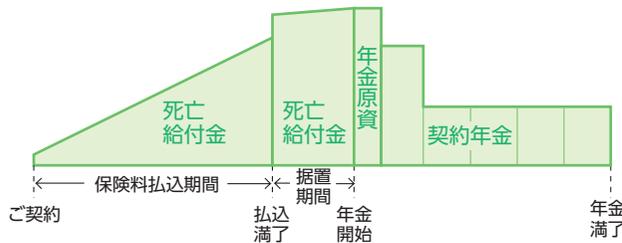
(*2) たのしみランクは保険料割引制度の愛称で、割引前の月換算保険料(年1回払い、年2回払いの場合はそれぞれ月払いに換算した金額)が15,000円以上の場合に適用されます。詳しくは、「設計書(契約概要)」をご覧ください。

⚠️ ご注意ください

- ・ 保険料払込期間中に解約されると、解約返戻金額は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。
- ・ 契約者の死亡、高度障害状態、障害状態による保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはできません。
- ・ お子さまの高度障害状態、障害状態による保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはできません。

ご留意事項は 36ページをご参照ください。

しくみ図



- ・ 保険料払込期間満了と年金受取開始が同一の全期払いのタイプもあります。
- ・ 平準払いのみお取扱いします。

保険料例

- 0歳契約・男性
- 12歳払込満了 ■18歳年金開始
- 第1回年金倍額型5年確定年金 ■基本年金額…50万円
- 月払保険料(口座振替料率) …………… 19,470円 (たのしみランク適用による割引後の保険料です。)

付加いただける特約

- 保険契約者代理特約 ■被保険者代理特約(*1)
- (*1) 契約者=被保険者または年金受取人=被保険者の場合に限り付加できます。

特約については 37~49ページをご参照ください。

こども保険

5年ごと利差配当付こども保険

お子さまの教育資金をご準備いただけます。



スミセイの学資保険



契約年齢範囲

契約者
男性 18～69歳
女性 18～75歳
被保険者(お子さま)
0～9歳

被保険者と契約者の契約年齢の組み合わせによってはお取り扱いできない場合があります。

配当金

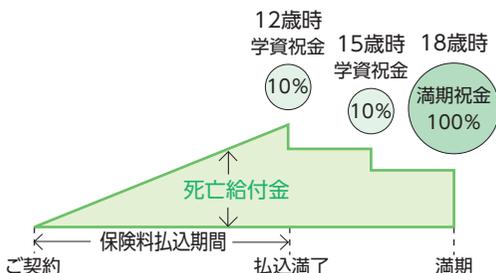
5年ごと利差配当タイプ

特徴

1. 中学校・高校・大学入学の節目の年に、祝金をお受け取りいただけます。
2. 祝金の受取総額は払込保険料総額を上回ります。
3. ご契約者が死亡または高度障害のとき以後の保険料は不要となり、祝金は満額お受け取りいただけます。

しくみ図

《18歳満期の場合》



お子さまの生存中

契約者が生存のとき

・基本保険金額に下記の割合を乗じて得た学資祝金をお支払いします。

		被保険者の契約後の年齢		
		12歳	15歳	18歳
保険期間	18歳満期	10%	10%	—
	22歳満期	10%	10%	30%

・満期時には満期祝金(基本保険金額の100%)をお支払いします。

契約者が死亡のとき

・学資祝金・満期祝金は上記のとおりお支払いします。

お子さまが死亡のとき

・死亡給付金(主契約の既払込保険料相当額からすでにお支払いした学資祝金を差し引いた金額)をお支払いします。

保険料例

- 契約者 30歳・男性 ■被保険者 0歳・男女共通
- 主契約(保険期間・払込期間…被保険者18歳まで・12歳まで)…基本保険金額100万円
- 月払保険料(口座振替料率) …………… **8,192円**

付加いただける特約

- こども総合医療特約 ■こども入院保障充実特約(09) ■保険契約者代理特約(*1) ■被保険者代理特約(*1)

(*1) 保険契約者代理特約または被保険者代理特約のいずれか一方のみ付加できます。被保険者代理特約を付加した場合は、保険契約者代理特約を付加した場合と比べ、代理できる手続きの一部は対象外となります。そのため当社では、保険契約者代理特約へのお申込みをおすすめしています。

特約については 37～49ページをご参照ください。

財形貯蓄積立保険

勤労者財産形成貯蓄積立保険

結婚・お子さまの教育・マイホーム等の資金づくりをお考えの勤労者の方に



財形貯蓄

契約年齢範囲 15~80歳

保険期間満了時年齢は85歳を上限とします。

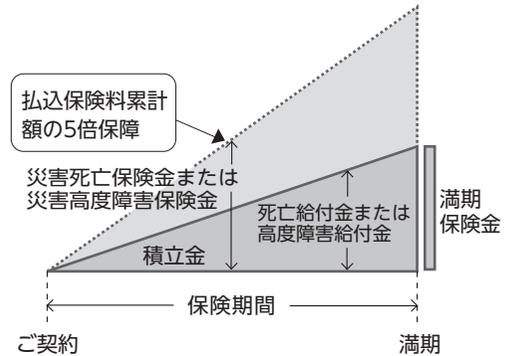
配当金 毎年配当タイプ(*2)

特徴

1. 毎月の給与や賞与から控除されますので、お払いの手間がかかりません。
2. 目的にあわせた、計画的な積立てができます。
3. 災害で死亡または高度障害状態になられたときには事故発生時における払込保険料累計額の5倍の保障があります。
4. マイホーム資金の融資が受けられます(一定の要件を満たすことが必要です)。
5. 満期時(または一部払出し時)お支払額から、お支払額に相当する既払込保険料を控除した金額に対して20.315% (2037年12月31日まで復興特別所得税含む)が源泉分離課税の対象となります。

ご留意事項は 33ページをご参照ください。

しくみ図



・保険期間は原則 6 年以上15年までの範囲でお選びいただけます。

保険料例

※保険料等の詳細については、商品パンフレットでご確認ください。

財形住宅貯蓄積立保険

財形住宅貯蓄積立保険

マイホームの取得・増改築等の資金づくりをお考えの勤労者の方に



財形住宅貯蓄

契約年齢範囲 15~54歳

配当金 毎年配当タイプ(*2)

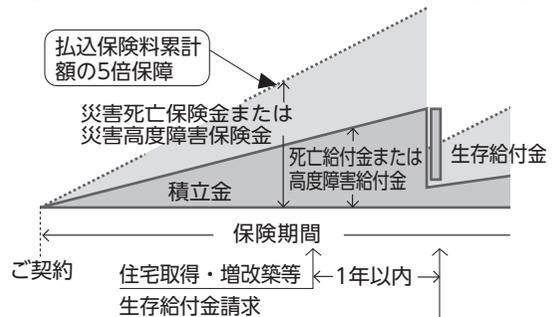
特徴

1. 払込保険料累計額550万円まで(ただし財形年金と通算して)と、そこから生じる差益には税金がかかりません。ただし、要件違反が生じた場合は課税の対象となります。
2. 毎月の給与や賞与から控除されますので、お払いの手間がかかりません。
3. 災害で死亡または高度障害状態になられたときには事故発生時における払込保険料累計額の5倍の保障があります。
4. マイホーム資金の融資が受けられます(一定の要件を満たすことが必要です)。

ご留意事項は 33ページをご参照ください。

しくみ図

・住宅取得または増改築等後1年以内に、積立額をご請求の場合。



・保険期間は原則 6 年以上15年までの範囲でお選びいただけます。

保険料例

※保険料等の詳細については、商品パンフレットでご確認ください。

(*2)【財形貯蓄積立保険・財形住宅貯蓄積立保険の毎年配当タイプについて】

積立 … 2年目以降、お支払いする配当金がある場合は、利息をつけて積み立てます。

財形年金積立保険

財形年金積立保険

セカンドライフのための資金準備をお考えの勤労者の方に



財形年金

確定年金・10年保証終身年金

契約年齢範囲 15～54歳

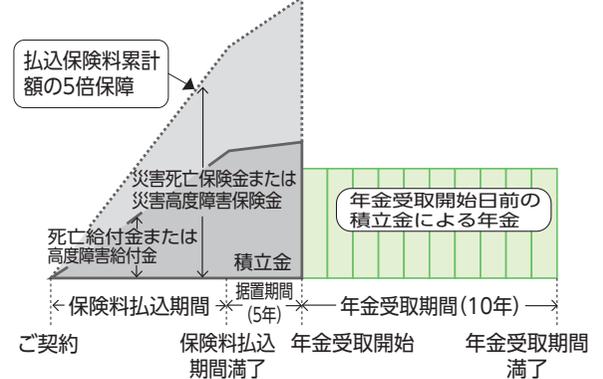
配当金 毎年配当タイプ(*1)

特徴

1. 払込保険料累計額385万円まで(ただし財形住宅貯蓄と通算して550万円まで)と、そこから生じる差益には税金がかかりません。ただし、要件違反が生じた場合は課税の対象となります。
2. お受取りの年金も非課税です。
3. 毎月の給与や賞与から控除されますので、お払込みの手間がかかりません。
4. 災害で死亡または高度障害状態になられたときには事故発生時における払込保険料累計額の5倍の保障があります(年金開始日前に限ります)。
5. マイホーム資金の融資が受けられます(一定の要件を満たすことが必要です)。

しくみ図

10年確定年金



- ・保険料払込期間は原則 6 年以上、払込期間満了日の翌日の年齢が55歳以上、据置期間は5年以内でお選びいただけます。

保険料例

※保険料等の詳細については、商品パンフレットでご確認ください。



ご注意ください (財形貯蓄積立保険・財形住宅貯蓄積立保険・財形年金積立保険 共通)

- ・金利水準の低下その他の著しい経済変動など契約締結の際予見しえない事情の変更または財形法の改正により、当社が特に必要があると認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の約款内容または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあります。
- ・配当金額はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定しておりません(決算状況によっては、配当金額が0となることもあります)。
- ・特約は付加できません。
- ・記載の内容は、2025年10月現在における税制および財形制度に基づくものです。

(*1)【財形年金積立保険の毎年配当タイプについて】

- ・年金受取開始日前
積立 … 2年目以降、お支払いする配当金がある場合は、利息をつけて積み立て、年金の増額にあてます。
- ・年金受取開始日後
年金買増し … 2年目以降、お支払いする配当金がある場合は、年金の増額にあてます。

ご検討にあたりご確認いただきたい事項

※各商品内容のページと合わせてご確認ください。

商品内容 16ページ

スミセイの限定告知型終身保険 千客万頼

- ・保険料は、健康に不安のない方がご加入いただける当社の他の保険に比べ割増しされています。
- ・**ご契約後1年以内にお支払理由に該当されたとき、お支払いする保険金・給付金は半額となります。**
- ・健康な方で、保険料の割増しのない保険をご希望の場合は、年齢によっては、医師の診査を受けることなどにより、他の保険にお申し込みいただけます。ただし、その場合、診査結果などによりご契約いただけないこともあります。
- ・災害で死亡された場合はご契約後1年以内でも全額お支払いします。
- ・以下の告知項目に1つでも該当したときはご加入いただけません。

1. 過去2年以内に、入院または手術をしたことがある。
 2. 過去5年以内に、がん(肉腫・白血病・悪性リンパ腫を含む)で入院または手術をしたことがある。
 3. 今後3か月以内に、入院または手術の予定がある(医師に入院・手術をすすめられている場合や、医師と相談している場合も含む)。
 4. 現時点で、がん(肉腫・白血病・悪性リンパ腫を含む)または肝硬変と医師に診断されている(疑いがあると医師に指摘されている場合も含む)。
 5. (満40歳以上の方のみ)現在までに、公的介護保険の要介護認定(要支援を含む)を受けたことがある。
- ※[入院または手術]には、【病気やケガの検査のための入院】【レーザー・内視鏡・カテーテルによる手術】【放射線治療】なども含みます。
- ※[がん]は悪性新生物と上皮内新生物(子宮頸部中等度・高度異形成を含む)をあわせたものをいいます。

- ・告知項目すべてにあてはまらない場合でも、ご職業などによってはご契約いただけないことがあります。

商品内容 17ページ

スミセイの低解約返戻金型終身保険 バラ色人生

- ・保険料払込期間中に解約されると、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。
- ・保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、低く設定しない場合と同額となります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
- ・保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはできません。

商品内容 18ページ

スミセイの低解約返戻金型介護終身保険 バリューケア

- ・保険料払込期間中に解約されると、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。
- ・要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。
- ・保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、低く設定しない場合と同額となります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
- ・保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはできません。
- ・バリューケアの「所定の要介護状態」と、生活障害収入保障特約(23)、生活障害保障充実特約(23)、生活障害終身保険特約の「所定の就労不能・要介護状態」は異なります。

ご検討にあたりご確認いただきたい事項

※各商品内容のページと合わせてご確認ください。

商品内容 19ページ

スミセイの 認知症保険

- ・3年ごと配当付特約組立型保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立(終身)保険に特定認知症状態保障特約を付加したものを「スミセイの認知症保険」と呼称しています。
- ・特定認知症状態保障特約には死亡保険金、高度障害保険金、解約返戻金はありません。
- ・高度障害状態、障害状態による保険料払込免除のお取扱いはできません。
- ・責任開始日から起算して1年以内に診断された見当識障害がある器質性認知症はお支払いできません。このとき、特約は無効となり、特定認知症状態保障特約部分の既払込保険料を払い戻します。
- ・「軽度認知障害(MCI)」や「見当識障害のない器質性認知症」ではお支払いできません。
- ・以下の告知項目に1つでも該当したときはご加入いただけません。

1. 現在入院中である。
2. 過去5年以内に、以下の病気で医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けたことがある。
 - アルツハイマー病 ●レビー小体病 ●ピック病・前頭側頭葉変性症
 - パーキンソン病・パーキンソン症候群 ●脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)
 - 脳しゅよう ●水頭症 ●うつ病 ●双極性障がい(躁うつ病) ●統合失調症
 - アルコール依存症 ●高次脳機能障がい ●肝硬変
3. 現在までに、認知症または軽度認知障害(MCI)と医師に診断されたことがある。(疑いがあると医師に指摘されたことを含む)
4. 現在までに、公的介護保険の要介護認定(要支援を含む)を受けたことがある。

- ・告知項目すべてにあてはまらない場合でも、ご職業などによってはご契約いただけないことがあります。

【3年ごと配当付特約組立型保険の場合】

- ・資産形成機能はありません。

【最低保証利率付3年ごと利率変動型積立(終身)保険(保険ファンド[06]・保険ファンド[01])の場合】

- ・契約年齢範囲は50～75歳です。
- ・保険ファンド(積立金)には、貯蓄機能がありますが、一般の預貯金とは異なります。
- ・ご契約後3年未満で解約または積立金の一部引き出しをしたとき、所定の控除があります。保険料払込期間中は最低積立金があり、全額を引き出すことはできません。また、積立金が最低積立金に満たないときは、積立金を引き出すことはできません。
- ・最低保証利率付3年ごと利率変動型積立(終身)保険は現在の当社のご契約を下取り(新転換制度)または分割転換制度、新保障見直し制度をご利用いただく場合のみお取り扱いしており、新規でのお申込みはお取り扱いしておりません。

商品内容 21ページ

スミセイの かんたん告知終身保険90

一生涯の死亡保障をご準備する商品として「スミセイのかんたん告知終身保険90」の他に「終身保険(一時払い)」があります。これらの商品は、お取り扱いや保障内容等が異なります。下表に代表的な相違点を記載しています。

	終身保険(一時払い) (契約年齢範囲：15～80歳)	スミセイのかんたん告知終身保険90 (契約年齢範囲：15～90歳)
告知事項	健康状態や職業など	職業のみ
死亡保障	契約日から一定の金額です	第1保険期間・第2保険期間で金額が異なります
高度障害保障	高度障害保険金をお支払いします	高度障害時の保障はありません
契約者貸付	お取り扱いできます	お取り扱いできません

※同一の保険料で比較した場合に、年齢・性別・予定利率によっては、「スミセイのかんたん告知終身保険90」の死亡保険金額が、「終身保険(一時払い)」の死亡保険金額を下回ることがあります。

※各商品内容のページと合わせてご確認ください。

商品内容 22ページ

5年つみたて終身保険

- ・高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
- ・保険料払込期間中に解約されると、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。
- ・ご契約時に適用される予定利率は金利情勢に応じて毎月2日に見直すことがあります。金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。
- ・保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、低く設定しない場合と同額となります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
- ・保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはできません。

商品内容 25ページ

スミセイの定期保険 エンブレムGP／グランド パスポート

- ・解約返戻金は、保険期間満了時には全くありません。また、解約返戻金額は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に、低解約返戻金期間中にご契約を解約された場合、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。
- ・低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しないときの70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、低く設定しない場合と同額になります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
- ・低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはできません。

商品内容 26ページ

スミセイの生存給付金付定期保険 記念日宣言

- ・ボーナス(生存給付金)の受取総額は、払込保険料総額を下回ります。
- ・記念日ボーナスは特にお申し出がない限り、当社所定の利率で積み立てられます。また積立利率は、今後の金利水準等の状況変化により変動することがあります。
- ・更新日の2か月前までに更新しない旨のお申し出がない限り、診査・告知なしで1回に限り自動更新します。

商品内容 30ページ

スミセイの学資積立保険 たのしみキャンパス

- ・保険料払込期間中に解約されると、解約返戻金額は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。
- ・契約者の死亡、高度障害状態、障害状態による保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはできません。
- ・被保険者の高度障害状態、障害状態による保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはできません。
- ・たのしみキャンパスは個人年金保険です。
- ・契約者が死亡されたとき、ご契約を継続いただくためには、新たに契約者を設定いただき、以後の保険料をお払込みいただく必要があります。

特約のいろいろ

ご注意ください <生活障害収入保障特約(23)・生活障害保障充実特約(23) 共通>

- ・死亡保険金はありません。
- ・バリューケアの「所定の要介護状態」と、生活障害収入保障特約(23)・生活障害保障充実特約(23)の「所定の就労不能・要介護状態」は異なります。

※本冊子では、「就労不能」を「仕事ができない」という意味だけでなく、「日常生活が不自由な状態である」等の意味としても使用しています。

〈所定の就労不能・要介護状態とは〉

就労不能状態

- ①公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき
- ②当社所定の就労不能状態に該当したとき

要介護状態

- ③公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき
- ④当社所定の要介護状態が180日以上継続したとき

生活障害収入保障特約(23)

長期の就労不能・要介護状態の保障

◆就労不能・介護年金【5年保証期間付有期年金】

お支払理由	お支払金額【お支払限度】
所定の就労不能・要介護状態のうち、①～④のいずれかの状態に該当したとき	基本年金額 [所定の回数を上限に、被保険者が生存している限り]

 ・精神障害を原因として公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたときはお支払いできません。

◆特定障害給付金

お支払理由	お支払金額【お支払限度】
所定の精神障害状態に該当したとき	一時金(基本年金額×3年分) [1回のみ]

 ・契約年齢(契約日における被保険者の年齢)が14歳以下の場合、精神障害を原因としてお支払いする特定障害給付金はありません。

生活障害保障充実特約(23)

短期の就労不能・要介護状態の保障

◆就労不能・介護保障充実給付金

お支払理由	お支払金額【お支払限度】
所定の就労不能・要介護状態のうち、当社所定の要介護状態に該当したとき、その状態が30日継続するごとに150日目まで	給付金額×最高5回(*1) [通算10回分限度]

(*1) 所定の就労不能・要介護状態のうち、①～③のいずれかの状態に該当したときは5回分を一時金でお支払いします。

 ・精神障害を原因として公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたときはお支払いできません。

・特約を付加できる条件は、年齢・更新期間・払込方法・契約形態等により異なります。詳しくは、「ご契約のしおり(一定款)・約款」をご覧ください。

継続入院収入サポート特約

継続する入院で働けなくなったときの保障

◆継続入院給付金

お支払理由	お支払金額【お支払限度】
継続した14日以上の上院をしたとき	給付金額【通算20回分限度】



- ・死亡保険金、高度障害保険金はありません。
- ・14日入院された場合でも、その途中で入院していない日がある場合はお支払いの対象外となります。
- ・2回目以降の継続入院給付金は、直前の継続入院給付金のお支払理由に該当した入院の初日から起算して3か月経過後に継続した14日以上の上院をしたときお支払いします。

収入保障特約(18)

死亡または高度障害のときの保障

◆収入保障年金・高度障害年金【確定年金】(*2)

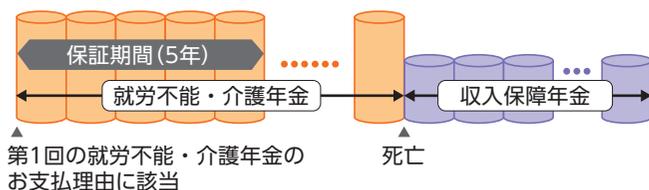
お支払理由	お支払金額
死亡または所定の高度障害状態に該当したとき	基本年金額

(*2) 収入保障年金、高度障害年金は重複してお支払いできません。

「5年保証期間付有期年金」と「確定年金」の違い

生活障害収入保障特約(23) (就労不能・介護年金)	5年保証期間付 有期年金	所定の回数を上限に、被保険者が生存されている限り年金をお支払いします。 保証期間中に被保険者が死亡されたときは、残りの保証期間の未払いの就労不能・介護年金の現価相当額を、将来の年金支払いに代えて被保険者の死亡時の法定相続人にお支払いします。
収入保障特約(18) (収入保障年金・高度障害年金)	確定年金	所定の回数を上限に、年金をお支払いします。

・生活障害収入保障特約(23)と収入保障特約(18)の両方を付加した場合の年金のお支払いイメージは以下のようになります。



死亡された場合、就労不能・介護年金のお支払いは終了します。

収入保障特約(18)や定期保険特約(18)が付加されている場合は、それらの特約から収入保障年金または死亡保険金をお支払いします。

定期保険特約(18)

死亡または高度障害のときの保障

◆死亡保険金・高度障害保険金(*3)

お支払理由	お支払金額
死亡または所定の高度障害状態に該当したとき	死亡保険金額または高度障害保険金額

(*3) 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。

特約のいろいろ

生活障害終身保険特約

死亡または働けなくなったときの保障

ご留意ください

・バリューケアの「所定の要介護状態」と、生活障害終身保険特約の「所定の就労不能・要介護状態」は異なります。

〈所定の就労不能・要介護状態とは〉

就労不能状態

- ①公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき
- ②当社所定の就労不能状態に該当したとき

要介護状態

- ③公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき
- ④当社所定の要介護状態が180日以上継続したとき

◆死亡保険金(*1)

お支払理由	お支払金額
死亡したとき	死亡保険金額

◆就労不能・介護保険金(*1)

お支払理由	お支払金額
所定の就労不能・要介護状態のうち、①～④のいずれかの状態に該当したとき	死亡保険金額と同額



・精神障害を原因として公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたときはお支払いできません。

(*1)死亡保険金、就労不能・介護保険金は重複してお支払いできません。

認知症保障特約

軽度認知障害(MCI)または器質性認知症と診断されたときの保障

ご留意ください

- ・死亡保険金、高度障害保険金はありません。
- ・責任開始日から起算して180日以内に診断された軽度認知障害(MCI)または器質性認知症はお支払いできません。このとき、特約は無効となり、認知症保障特約部分の既払込保険料を払い戻します。
- ・お支払対象となる軽度認知障害(MCI)または器質性認知症は責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因としたものに限ります。

◆軽度認知障害給付金

お支払理由	お支払金額
生まれて初めて軽度認知障害(MCI)または器質性認知症と診断されたとき	基本保険金額×10%[1回のみ]

◆認知症保険金

お支払理由	お支払金額
生まれて初めて器質性認知症と診断されたとき	基本保険金額[1回のみ]

・特約を付加できる条件は、年齢・更新期間・払込方法・契約形態等により異なります。詳しくは、「ご契約のしおり(一定款)・約款」をご覧ください。

特定認知症状態保障特約

見当識障害のある器質性認知症と診断されたときの保障

◆特定認知症状態保険金

お支払理由	お支払金額【お支払限度】
見当識障害がある器質性認知症と診断されたとき	基本保険金額【1回のみ】

ご注意事項は ▶ 35ページの「スミセイの認知症保険」をご参照ください。

特定重度生活習慣病保障特約

重度の生活習慣病の保障

⚠️ ご留意ください

- ・死亡保険金、高度障害保険金はありません。
- ・責任開始日から起算して90日以内に診断されたがん（悪性新生物）はお支払いできません。

◆特定重度生活習慣病保険金

お支払理由	お支払金額【お支払限度】
以下のいずれかの状態に該当したとき	保険金額【1回のみ】

〈9つの重度生活習慣病とは〉

がん(悪性新生物)

生まれて初めてがん(悪性新生物)と診断されたとき

急性心筋梗塞

急性心筋梗塞により所定の状態が60日以上継続したとき、または治療を目的として手術(*2)を受けたとき

脳卒中

脳卒中により所定の状態が60日以上継続したとき、または治療を目的として手術(*2)を受けたとき

重度の動脈疾患

所定の動脈瘤、動脈解離により所定の手術を受けたとき。または、所定の下肢の急性・慢性動脈閉塞症により所定の手術を受けたとき、もしくは一定の病状に至ったとき

重度の高血圧症

高血圧症により体内用ペースメーカーの埋込術を受けるなど一定の病状に至ったとき

重度の糖尿病

糖尿病により6か月以上インスリン治療を継続するなど、一定の病状に至ったとき

慢性腎不全

初めて所定の慢性腎不全と診断され、永続的に行う人工透析療法を開始したとき、または腎移植術を受けたとき

肝硬変

初めて所定の肝硬変と診断されたとき

慢性すい炎

初めて所定の慢性すい炎と診断されたとき

(*2) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定められた手術に限ります。

特約のいろいろ

保険料払込免除特約 (15)

保険料のお払込みを免除



ご注意ください

・精神障害を原因として公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたときは保険料払込免除のお取扱いはできません。

特約の型	以下のいずれかの状態に該当したとき、 以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険料払込免除特約 (15) [総合型]	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の就労不能・要介護状態に該当したとき (37ページ〈所定の就労不能・要介護状態とは〉をご参照ください。) ・9つの重度生活習慣病で所定の状態に該当したとき (40ページ〈9つの重度生活習慣病とは〉をご参照ください。) <p> ・責任開始日から起算して 90 日以内に診断されたがん (悪性新生物) は保険料払込免除のお取扱いはできません。</p>
保険料払込免除特約 (15) [生活障害・がん型] ※契約年齢 45 歳以上の場合に 限り付加できます。	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の就労不能・要介護状態に該当したとき (37ページ〈所定の就労不能・要介護状態とは〉をご参照ください。) ・生まれて初めてがん (悪性新生物) と診断されたとき <p> ・責任開始日から起算して 90 日以内に診断されたがん (悪性新生物) は保険料払込免除のお取扱いはできません。</p>
保険料払込免除特約 (15) [生活障害型]	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の就労不能・要介護状態に該当したとき (37ページ〈所定の就労不能・要介護状態とは〉をご参照ください。)

健康増進乗率適用特約

健康増進への取組みに応じて保険料が変動

健康増進乗率適用特約を付加した場合の保険料は、割引率・割増率に基づいて算出します。

割引率・割増率は、健康増進乗率適用特約を付加しない場合の保険料を基準とし、ご契約1年目の保険料は割引率15%(*1)、2年目以降の保険料は健康増進への取組み(ステータス)に応じて毎年変動します。

※割引率・割増率は、「ご契約のしおり(一訂款)・約款」等に記載の「健康増進乗率」を適用した場合の数値です。割引率15%の場合は乗率85%、割増率10%の場合は乗率110%と読み替えます。

(*1) 既に Vitality健康プログラム契約を締結いただいている場合は、記載の内容と異なることがあります。

ご契約2年目以降の割引率・割増率は、右表のとおりステータスに応じて毎年変動します。 保険料の割引率の上限は 30%、割増率の上限は 10%です。	前年の割引率・割増率から…			
	ゴールド	シルバー	ブロンズ	ブルー (*2)
	割引率+2%	割引率+1%	変動なし	割増率+2%
	(*2)2年目に限り、保険料は変動しません。			



ご注意ください

- ・健康増進乗率適用特約を付加した保険契約に加えて、Vitality健康プログラム契約を締結する必要があります。
- ・保険料とは別に、Vitality利用料として、標準プランの場合は月額880円(税込)をお払い込みいただきます。Vitality利用料はプランによって異なり、将来変更することがあります。
- ・健康増進への取組みによっては保険料が割増になり、健康増進乗率適用特約を付加しない場合の保険料を超過することがあります。
- ・一部、割引・割増対象外の主契約・特約があります。

・特約を付加できる条件は、年齢・更新期間・払込方法・契約形態等により異なります。詳しくは、「ご契約のしおり(一定款)・約款」をご覧ください。

ご留意ください <災害・疾病関係特約共通>

- ・お支払対象となる治療・入院・手術は、治療を直接の目的としたものに限ります。
- ・日帰り入院(1日入院)とは、入院日=退院日の入院で、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- ・契約日が2025年10月2日以降となるご契約の、疾病入院給付金・入院保障充実給付金について、睡眠時無呼吸による入院(その診断または検査のための入院を含む)をした場合で、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかったときはお支払いできません。

災害・疾病関係特約

(こども)総合医療特約

入院をしたときや手術を受けたとき等の保障

◆災害入院給付金

お支払理由	お支払金額
不慮の事故による傷害で1日以上入院したとき	入院日額×入院日数(*3)

◆疾病入院給付金

お支払理由	お支払金額
疾病で1日以上入院したとき	入院日額×入院日数(*3)

◆手術給付金

お支払理由	お支払金額
公的医療保険対象の所定の手術を受けたとき	入院日額×下記の給付倍率

入院中の手術(がん以外)	10倍	開頭・開胸・開腹術	20倍
がん入院中の手術	20倍	開頭・開胸・開腹術	40倍
外来手術(入院を伴わない手術)	5倍		

! 「創傷処理」等、手術給付金をお支払いできない手術が5種類あります。

◆放射線治療給付金

お支払理由	お支払金額
公的医療保険対象の放射線治療を受けたとき	入院日額の10倍

(*3) お支払い限度：継続した1回の入院につき、60日型の場合60日目まで、180日型の場合180日目まで、360日型の場合360日目までお支払いします。通算1000日分までお支払いします。疾病入院給付金は、がんによる入院の場合、継続した1回の入院・通算ともお支払限度をこえてお支払いします。

災害・疾病関係特約

(こども)入院保障充実特約(09)(*4)

入院したときの一時金の保障

(*4) (こども)総合医療特約を同時に付加していただく必要があります(「ドクターGO」は除きます)。

◆入院保障充実給付金

お支払理由	お支払金額
不慮の事故による傷害または疾病で1日以上入院したとき	給付金額

特約のいろいろ

- 43～46ページに記載の「成人病入院特約(09)」「女性疾病入院特約(09)」「がん入院特約(09)」「特定3疾病継続保障特約」「がん診断継続保障特約(24)」「がん薬物治療特約」「新先進医療・患者申出療養特約」「傷害損傷特約(04)」は、総合医療特約を同時に付加していただく必要があります(「ドクターGO」は除きます)。

災害・疾病関係特約

成人病入院特約(09)

所定の成人病で入院したときの保障

◆成人病入院給付金

お支払理由	お支払金額
所定の成人病で1日以上入院したとき	入院日額×入院日数(*1)

災害・疾病関係特約

女性疾病入院特約(09)(*2)

女性特有の疾病やがん等で入院したときの保障

(*2) 女性の場合に限り付加できます。

◆女性疾病入院給付金

お支払理由	お支払金額
女性特有の疾病やがん等で1日以上入院したとき	入院日額×入院日数(*1)

災害・疾病関係特約

がん入院特約(09)

がんで入院したときの保障

◆がん入院給付金

お支払理由	お支払金額
がんで1日以上入院したとき	入院日額×入院日数

(*1) お支払い限度：継続した1回の入院につき、60日型の場合60日目まで、180日型の場合180日目まで、360日型の場合360日目までお支払いします。通算1000日分までお支払いします。がんによる入院の場合、継続した1回の入院・通算ともお支払限度をこえてお支払いします。

・特約を付加できる条件は、年齢・更新期間・払込方法・契約形態等により異なります。詳しくは、「ご契約のしおり(一定款)・約款」をご覧ください。

災害・疾病関係特約

特定3疾病継続保障特約

がん・心疾患・脳血管疾患の再発時等も含む一時金の保障



ご注意ください

・死亡保険金、高度障害保険金はありません。

◆がん診断保険金

お支払理由	お支払金額 [お支払限度]
生まれて初めてがんと診断されたとき	特定3疾病保険金額 [1回のみ]



・責任開始日から起算して90日以内に診断されたがんはお支払いできません。このとき、その後も特約は継続し、がんと診断された日から起算して1年経過後にがんで入院または所定の通院をした場合はがん一時給付金をお支払いします。

◆がん一時給付金

お支払理由	お支払金額 [お支払限度]
直前のがん診断保険金またはがん一時給付金のお支払理由に該当した日から起算して1年経過後にがんで入院または所定の通院をしたとき	特定3疾病保険金額 [無制限]



・診断のみや定期検査等の所定の治療を伴わない通院、およびホルモン療法のみによる通院ではお支払いできません。

◆心疾患一時給付金

お支払理由	お支払金額 [お支払限度]
(初回)心疾患で入院または手術を受けたとき (2回目以降)直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当した日から起算して1年経過後に心疾患で入院または手術を受けたとき	特定3疾病保険金額 [無制限]

◆脳血管疾患一時給付金

お支払理由	お支払金額 [お支払限度]
(初回)脳血管疾患で入院または手術を受けたとき (2回目以降)直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当した日から起算して1年経過後に脳血管疾患で入院または手術を受けたとき	特定3疾病保険金額 [無制限]

特約のいろいろ

災害・疾病関係特約

がん診断継続保障特約(24)

がんの再発時等も含む一時金の保障

⚠️ ご留意ください

・死亡保険金、高度障害保険金はありません。

◆がん診断保険金

お支払理由	お支払金額 [お支払限度]
生まれて初めてがんと診断されたとき	がん診断保険金額 [1回のみ]



・責任開始日から起算して90日以内に診断されたがんはお支払いできません。このとき、その後も特約は継続し、がんと診断された日から起算して1年経過後にがんで入院または所定の通院をした場合はがん一時給付金をお支払いします。

◆がん一時給付金

お支払理由	お支払金額 [お支払限度]
直前のがん診断保険金またはがん一時給付金のお支払理由に該当した日から起算して1年経過後にがんで入院または所定の通院をしたとき	がん診断保険金額と同額 [無制限]



・診断のみや定期検査等の所定の治療を伴わない通院、およびホルモン療法のみによる通院ではお支払いできません。

災害・疾病関係特約

がん薬物治療特約

がんによる薬物治療の保障

◆がん薬物治療給付金

お支払理由	お支払金額 [お支払限度]
がんにより、公的医療保険制度の給付対象となる当社所定の薬物治療 (抗がん剤または疼痛緩和薬の投与または処方) を受けたとき	給付金額×治療月数 [通算120か月]



・同じ月に、複数回または複数月分の抗がん剤・疼痛緩和薬の投与・処方を受けたときでも1か月分のお支払いとなります。

災害・疾病関係特約

新先進医療・患者申出療養特約(*1)

先進医療・患者申出療養による療養の保障

(*1) 先進医療・患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術です。技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りです。



⚠️ ご留意ください

・療養を受けた日において、先進医療・患者申出療養に該当しないときはお支払いできません。

◆先進医療・患者申出療養給付金

お支払理由	お支払金額 [お支払限度]
先進医療・患者申出療養による療養を受けたとき	技術料と同額 [通算2000万円]

◆先進医療・患者申出療養保障充実給付金

お支払理由	お支払金額 [お支払限度]
先進医療・患者申出療養による療養を受けたとき	技術料の10%相当額 [1回の療養につき最高50万円]

災害・疾病関係特約

傷害損傷特約(04)

骨折(ひび)や、顔面損傷状態等の保障

◆運動器損傷給付金

お支払理由	お支払金額 [お支払限度]
傷害または疾病による骨折に対して医師による治療を受けたとき、または不慮の事故による傷害で腱・靭帯・半月板の断裂に対して医師による所定の治療を受けたとき	給付金額 [脊椎の圧迫骨折は1回限り]

◆顔面損傷給付金

お支払理由	お支払金額
不慮の事故による傷害で顔・頭・首に損傷を受け所定の顔面損傷状態になったとき	運動器損傷給付金額の10倍

災害・疾病関係特約

災害割増特約

不慮の事故による傷害での死亡または高度障害状態の保障

◆災害死亡保険金(*2)

お支払理由	お支払金額
不慮の事故による傷害で死亡したとき	保険金額

◆災害高度障害保険金(*2)

お支払理由	お支払金額
不慮の事故による傷害で所定の高度障害状態に該当したとき	保険金額

(*2) 災害死亡保険金、災害高度障害保険金は重複してお支払いできません。

災害・疾病関係特約

傷害特約

不慮の事故による傷害での死亡または所定の障害状態の保障

◆災害保険金

お支払理由	お支払金額
不慮の事故による傷害で死亡したとき	保険金額

◆障害給付金

お支払理由	お支払金額
不慮の事故による傷害で所定の障害状態に該当したとき	災害保険金額の1割～10割

特約のいろいろ

- 47～48 ページに記載の「限定告知型医療特約」「限定告知型入院保障充実特約」「限定告知型傷害損傷特約」は、千客万頼(5年ごと利差配当付限定告知型終身保険)にのみ付加できます。



ご注意ください <限定告知型医療特約・限定告知型入院保障充実特約・限定告知型傷害損傷特約共通>

- ・ご契約後 1 年以内にお支払理由に該当されたとき、お支払いする給付金は半額となります。
- ・(災害) 死亡保険金はありません。
- ・保障内容は、健康に不安のない方がご加入いただける当社の他の保険とは異なります。

災害・疾病関係特約

限定告知型医療特約

入院をしたときや手術を受けたときの保障

◆災害入院給付金

お支払理由	お支払金額
不慮の事故による傷害で1日以上入院したとき	入院日額×入院日数(*1)

◆疾病入院給付金

お支払理由	お支払金額
疾病で1日以上入院したとき	入院日額×入院日数(*1)

◆手術給付金

お支払理由	お支払金額
傷害または疾病で所定の手術を受けたとき	入院日額の10倍

◆入院時手術給付金

お支払理由	お支払金額
傷害または疾病で入院中に所定の手術を受けたとき	入院日額の5倍



- ・手術給付金が支払われるとき、入院時手術給付金はお支払いできません。
- ・入院を伴う手術には、外来扱いで受けた手術は含まれません。

(*1)4日目までは一律日額の4倍をお支払いします。

お支払い限度:継続した1回の入院につき、60日型の場合60日目まで、120日型の場合120日目までお支払いします。
通算1000日分までお支払いします。

・特約を付加できる条件は、年齢・更新期間・払込方法・契約形態等により異なります。詳しくは、「ご契約のしおり(一定款)・約款」をご覧ください。

●48 ページに記載の「限定告知型入院保障充実特約」「限定告知型傷害損傷特約」は、限定告知型医療特約を同時に付加していただく必要があります。

災害・疾病関係特約

限定告知型入院保障充実特約

入院したときの一時金の保障

◆入院保障充実給付金

お支払理由	お支払金額
不慮の事故による傷害または疾病で1日以上入院したとき	給付金額

災害・疾病関係特約

限定告知型傷害損傷特約

骨折(ひび)や、顔面損傷状態等の保障

◆運動器損傷給付金

お支払理由	お支払金額 [お支払限度]
傷害または疾病による骨折に対して医師による治療を受けたとき、または不慮の事故による傷害で腱・靭帯・半月板の断裂に対して医師による所定の治療を受けたとき	給付金額 [脊椎の圧迫骨折は1回限り]

◆顔面損傷給付金

お支払理由	お支払金額
不慮の事故による傷害で顔・頭・首に損傷を受け所定の顔面損傷状態になったとき	運動器損傷給付金額の10倍

リビング・ニーズ特約

余命6か月以内と判断されるとき、
死亡保険金の全部または一部を前払請求できる

◆リビング・ニーズ保険金

お支払理由	お支払金額 [お支払限度]
余命6か月以内と判断されるとき	死亡保険金の全部または一部 [3000万円または請求日から 6か月後の死亡保険金額のい ずれか少ない金額の範囲内]



・リビング・ニーズ保険金の請求限度額は将来変更することがあります。

保険契約者代理特約(*1)

契約者に代わって当社所定の手続きを行うことができる

(*1) 契約者=法人の場合は付加できません。

契約者が契約に関する手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が、当社所定の手続き(*2)を行うことができます。

契約者が契約に関する手続きの意思表示ができる場合でも、被保険者として認知症保険金等の支払いを受けた以後は、契約者代理人の同意を得て契約者に手続きいただくため、契約者もご家族も安心です。

(*2) 当社所定の手続きとは、住所変更、保険金額等の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。



・保険金等の受取人を変更するなど、一部代理手続きの対象外となる手続きがあります。

被保険者代理特約(*3) (旧:指定代理請求特約)

被保険者に代わって保険金・給付金等の請求ができる

(*3) 契約者=保険金受取人=法人の場合は付加できません。

被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定された被保険者代理人が、保険金・給付金等の請求をすることができます。

＋ ご家族登録サービス

あらかじめ登録されたご家族も契約の内容等について、問い合わせできるようになります。また、契約者と連絡がつかない場合でもご家族を通じて連絡先を確認させていただきます。

ご利用いただくためにはサービスへのお申込みが必要です。また登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、保険契約者代理特約・被保険者代理特約のお申込みが必要です。

※「ご家族登録サービス」「保険契約者代理特約」「被保険者代理特約(旧:指定代理請求特約)」の3つを合わせてスマセイのご家族アシストプラスといたします。

■ 配当金

保険種類により、以下の配当タイプがあります。

配当タイプ	しくみ
5年ごと 利差配当タイプ	5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。  経済情勢等により変動し、資産の運用状況によっては0となる場合もあります。
3年ごと 配当タイプ	毎年の決算で生じた剰余金をもとにして、ご契約後4年目から3年ごとにお支払いします。  経済情勢等により変動し、剰余金の状況によっては0となる場合もあります。
毎年配当タイプ	毎年の決算で剰余金が生じた場合、ご契約後3年目（または2年目）から毎年お支払いします。  経済情勢等により変動し、決算状況によっては0となる場合もあります。
無配当タイプ	剰余金の分配はありません。

■ 保険料をまとめてお支払い込みいただく方法

保険料をまとめてお支払い込みいただくには、以下の方法があります。

払込方法	しくみ
前納	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回払保険料を2年以上まとめてお支払い込みいただく方法です。 ・前納する保険料（前納保険料といいます）は、当社所定の割引率（前納割引率）で割引かれています。前納保険料にはその後、当社所定の利率（前納積立利率）を付与し、毎年保険料として充当していきます。  前納割引率および前納積立利率は、金利水準等の状況変化などにより変わることがあります。
一時払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約の全保険金額に対応する保険料をご契約時に一時金としてお支払い込みいただく方法です。 ・保険料は、あらかじめ全保険期間分を1回で払い込むよう計算されています。
一部一時払い	<ul style="list-style-type: none"> ・主契約の一部を頭金保険料（一時払保険料）としてお支払い込みいただきます。 ・「記念日宣言」のみご利用いただけます。
一括払い	<ul style="list-style-type: none"> ・当月分以後の月払保険料を一括してお支払い込みいただく方法です。 ・一括払保険料が3か月分以上であるときは、当社所定の割引率で保険料を割引きます。

■ 保険料割引制度(たのしみランク)

保険料割引制度(たのしみランク)とは、たのしみワンダフル、たのしみキャンパスにおいて、ご契約の保険料(割引前の月換算保険料)が当社所定の金額を上回るとき、保険料が割引かれる制度です。

年金額の減額等ご契約内容を変更された場合には、保険料割引制度(たのしみランク)が適用されなくなったり、割引額が変更されることがあります。

■ 保険料の高額割引制度

保険料の高額割引制度とは、エンブレム新長期プラン、エンブレム GP、グランド パスポートにおいて、ご契約の保険金額が所定の条件を満たすとき、保険料が割引かれる制度です。

保険金額の減額等ご契約内容を変更された場合には、保険料の高額割引制度が適用されなくなったり、割引額が変更されることがあります。

ご利用いただける各種制度など

■ 保障内容の見直し

保障の見直しに際しては、以下の方法があります。

ご利用いただく方法	しくみ	図解	現在のご契約
新転換制度 (下取り制度)	現在の当社のご契約を解約することなく、その保険料積立金や配当金など(転換価格)を振替原資として新しいご契約の保険料の一部に振り替える方法です。(*1)		消滅します。
分割転換制度	現在の当社のご契約を2契約に分割し、一方のご契約を残したまま、他方のご契約を解約することなく、その保険料積立金や配当金など(転換価格)を新しいご契約の一部に充当する方法です。(*1)		転換するご契約は消滅します。
総合医療特約等の中途付加	現在の当社のご契約に総合医療特約等を新たに付加して保障額を大きくする方法です。		継続します。
追加契約	現在のご契約に追加して、別の新しい保険に契約いただく方法です。ご契約は2件になります。		継続します。
保険金額等の減額	所定の範囲内で保障額を減額し、現在の当社のご契約を解約することなく継続する方法です。		保障額が減額された状態で継続します。
新保障見直し制度 (ライブワン・Qパック・スマイセイの認知症保険(主契約が保険ファンド[06]・保険ファンド[01]の場合)にご契約いただいている方がご利用できます)	主契約はそのまま継続し、付加されている特約を解約することなく、その保険料積立金や配当金など(見直価格)を振替原資として新しい特約の保険料の一部に振り替え、または主契約に充当する方法です。(*1)		主契約は継続します。



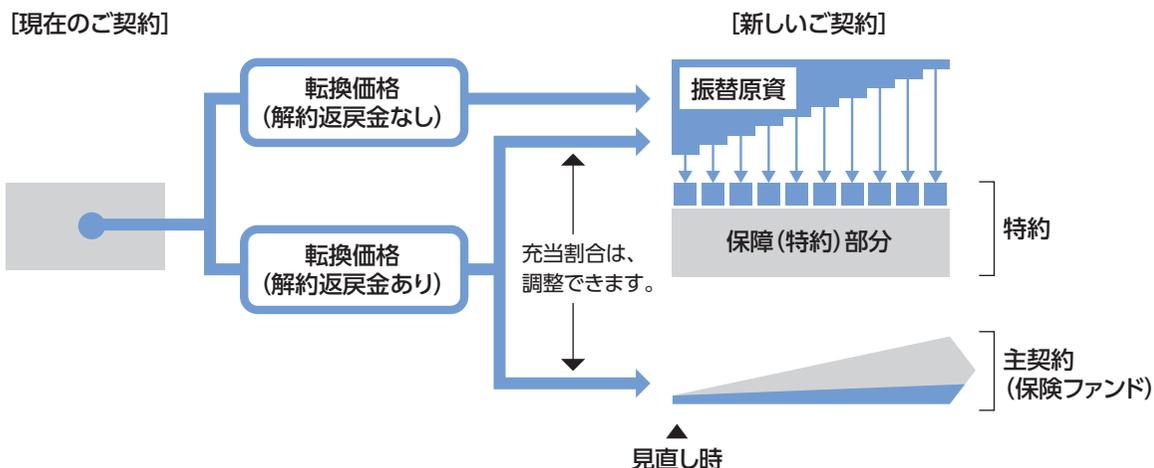
「保険金額等の減額」以外の方法をご利用いただく場合、あらためて診査(または告知)が必要となります。このため、健康状態によっては、ご利用いただけない場合があります。

(*1) 「新転換制度」「分割転換制度」「新保障見直し制度」をご利用の場合、保険料は新しいご契約(特約)を締結した時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。保険料計算利率(予定利率)の低下等により、保険料が高くなる場合があります。

・それぞれの方法のご利用時には、現在のご契約の種類や内容により、所定の条件を満たすことが必要になります。

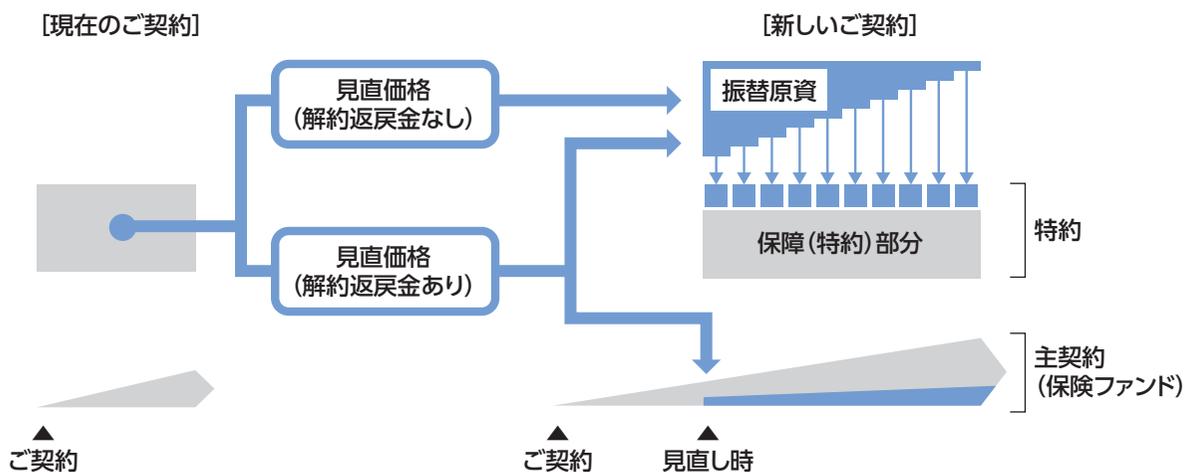
新転換制度のご利用について

- 現在のご契約の転換価格を振替原資に充当し、振替額を新しいご契約の保険料の一部に振り替えます。転換後契約がライブワン等の場合は、振替額は新しいご契約の特約保険料の一部に振り替えます。また、転換価格(解約返戻金あり)は、主契約(保険ファンド)へ充当することも可能です。
- ※ 下図は転換後契約がライブワン等の場合。



新保障見直し制度のご利用について

- 現在のご契約の見直し価格を振替原資に充当し、振替額を新しいご契約の特約保険料の一部に振り替えます。なお、見直し価格(解約返戻金あり)は、主契約(保険ファンド)へ充当することも可能です(*2)。



(*2) 新保障見直し制度では、見直し価格(解約返戻金あり)を見直し後のご契約の振替原資または主契約のいずれか一方に充当します。

ご確認くださいたい重要事項

記載の内容は、「注意喚起情報」を参考にしています。

■「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意くださいたいことを記載していますので、ご契約前に必ずお読みください。特にお客さまにとって不利益となることが記載された次の部分は必ずご確認ください。

■保険金などをお支払いできない場合(④「請求時(お支払いできない例)」)

■現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額・新転換制度、分割転換制度および新保障見直し制度の利用を前提として新たなご契約のお申込みを検討されている場合(⑥「申込み時(契約を転換または保障見直しする場合)」・⑦「申込み時(現在の契約を解約・減額して申し込む場合)」)

■ご契約にあたっては、「注意喚起情報」のほか、「設計書(契約概要)」「申込内容控(兼解約返戻金額表)」「Web版「ご契約のしおり(一定款)・約款」のご案内」についても必ずご確認ください。

<5年つみたて終身保険をご契約の場合>

ご契約にあたっては、「ご契約のしおり(一定款)・約款」「ご提案内容説明書(設計書)」「申込内容控」「契約概要/注意喚起情報兼商品パンフレット」を必ずご覧ください。

- ①「注意喚起情報」⇒生命保険一般についての基本的な内容や制度のうち、申込みにあたって特にご注意くださいたいことや不利益となることを記載しています。
- ②「設計書(契約概要)」⇒個別の商品内容(ご提案プラン)のうち、特に重要なことを記載しています。新転換制度、分割転換制度および新保障見直し制度の利用を提案する場合は、「保障内容見直しのご提案書」もあわせてお渡します。
- ③「申込内容控(兼解約返戻金額表)」⇒お申し込みいただく内容を記載しています。
- ④Web版「ご契約のしおり(一定款)・約款」のご案内(*1)⇒Web版「ご契約のしおり(一定款)・約款」の閲覧方法を記載しています。「ご契約のしおり(一定款)・約款」は、上記の①「注意喚起情報」②「設計書(契約概要)」に記載した内容の詳細、および申込みや契約後の各種取扱いについて記載しています。

(*1)Webに掲載の「ご契約のしおり(一定款)・約款」は、紙冊子でもご用意しています。ご希望の場合は、お申し込みの際、紙冊子希望の有無の選択時に「希望する」を選択してください。保険証券とともに郵送します。

・保険種類やお申込内容等によって取扱いが異なります。特に健康増進乗率適用特約を付加した保険契約およびVitality健康プログラム契約については、必ず「Vitality健康プログラム契約の取扱いについて(健康増進乗率適用特約を付加した保険契約を契約のお客さまへ)」をご確認ください。また、詳細は必ず「ご契約のしおり(一定款)・約款」をご確認ください。

・本文中にあるマークの説明 **詳細** ⇒…該当内容について詳しく記載がある「ご契約のしおり」の項目です。

※該当項目を確認する際は「ご契約のしおり」の目録を参照してご確認ください。

1 申込み時(クーリング・オフ制度)

申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録^{(*)2}によりクーリング・オフができます。

(*)2電磁的記録によるお申し出のまたる窓口として当社ホームページに専用フォームを設置しています。

申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日



●クーリング・オフは、書面または電磁的記録により申し出ることができます。この場合、すでに払い込まれた金額を払い戻します(*3)。なお、親権者(または後見人)の同意が必要な契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者(または後見人)の署名を書面でご提出いただく必要があります。一度の手続きを希望される場合は、書面で申し出をしてください。書面には親権者(または後見人)の氏名(署名)もあわせて記入してください。

(*3)保障一括見直し時保険料を主契約の積立金から払い込まれた場合および転換初回保険料キャッシュレスにより第1回保険料を払い込まれた場合は、取扱いがなかったことにします。

申し出方法

<書面の場合>

書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)に住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社あて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 契約審査室
書面に記入していただく必要事項	申込者または契約者等の氏名(署名)、生年月日、住所、電話番号、保険商品名、 保険契約をクーリング・オフする旨 <保険料を払込み済みの場合> (契約者本人名義の返金先口座を記入してください。) 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義

詳細 ⇒記入方法について詳しくは、「ご契約のしおり」の「ご確認ください事項」の「クーリング・オフ制度」をご覧ください。

<電磁的記録の場合>

クーリング・オフ可能期間(8日以内)に申し出をしてください。なお、当社ホームページの専用フォームからの申し出の場合は、当社から受付完了メールを送付しますので、申し出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

【専用フォーム】<https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html>

●なお、当社が指定した医師による診査後や、申込者または契約者が法人(会社等)の場合などは、クーリング・オフはできません。
・「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

申込み時(告知)

2

過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、当社がおたずねすることをありのままに正しくお知らせ(告知)ください。

- 契約者や被保険者には、健康状態などについて正しく告知する義務があります。
告知画面または告知書に入力・記入したこと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。
- 担当者(生命保険募集人)・生命保険面接士には告知を受ける権限がないため、口頭で伝えただけでは告知したことにはなりません。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合には、契約・特約を解除することがあります(告知義務違反による解除)。
- 契約・特約を解除した場合には、たとえ保険金などの支払理由が発生していても、お支払いできないことがあります。
また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外になるときでも詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。

詳細 ▶ ご契約のしおり「ご確認ください事項」の「健康状態・職業などの告知」(*4)の「告知義務違反について」をご覧ください。

(*4) 項目名称は申込みの商品により異なることがあります。

- ・ 5年つみたて終身保険、たのしみワンダフル、たのしみキャンパスは、告知は不要です。

<スミセイの千客万頼をご契約の場合>

スミセイの千客万頼は健康に不安がある方でも、簡単な告知で(医師の診査なく)契約できるため(*5)、保険料は当社の他の保険に比べ割り増されています。

健康な方は、年齢によっては保険料の割増しのない、他の保険に申し込みできる場合もありますので必ずご確認ください。

なお、本商品に付加する災害・疾病関係特約の保障内容は当社の他の保険と異なります。

(*5) 危険な職業に従事している場合など、契約できないこともあります。

3

申込み時(診査や追加の告知)

傷病歴などがある場合は、所定の診査や追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。

- 傷病歴などがある場合でも、契約の引受けができる場合があります。その際、所定の診査や追加の告知などが必要となることがあります。
なお、特別な条件をつけて契約を引き受けることや、お断りすることもあります。
- 健康に不安を抱えている方には、引受範囲を拡大した商品(スミセイの千客万頼)を販売しています。

4

申込み時・請求時など(確認訪問・電話)

申込内容などの確認のために訪問または電話をすることがあります。

- 当社の確認担当職員または当社が委託した確認担当者(スミセイ保険サービス株式会社の面接士等)が、申込内容、告知内容、保険金などの請求内容等の確認のために訪問または電話をすることがあります。
- 契約の際(申込み時や診査の時)に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。

5

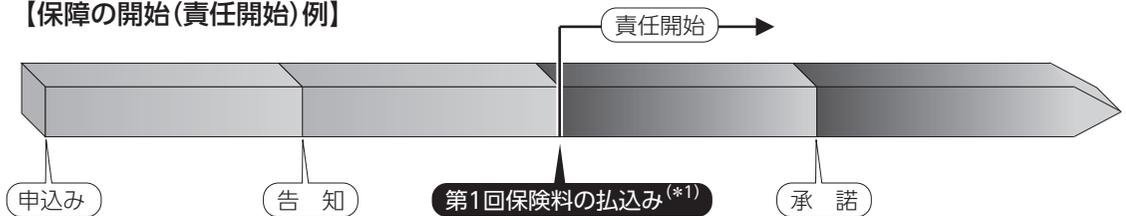
申込み時(保障の開始)

当社が契約の申込みを承諾した場合には、第1回保険料の払込みおよび告知がともに完了した時から契約上の保障を開始(責任開始)します。

・「第1回保険料」は、一時払いの場合は「一時払保険料」、新保障見直し制度を利用する場合は「保障一括見直し時保険料」となります。

ご確認くださいたい重要事項

【保障の開始(責任開始)例】



(*1) ライブワン・Qパック・スミセイの認知症保険(主契約が保険ファンド[06]・保険ファンド[01]の場合)の積立金から振り替えて払い込む場合は、当社がその振替を承諾した時となります。

<新転換制度や分割転換制度による被転換契約の保険料積立金などを活用した第1回保険料の払込み(転換初回保険料キャッシュレス)、または新保障見直し制度による主契約の積立金を活用した保障一括見直し時保険料の払込みの場合>
転換後(見直し後)契約の申込みおよび告知がともに完了した時から契約上の保障を開始(責任開始)します。
<5年つみたて終身保険、たのしみワンダフル、たのしみキャンパスをご契約の場合>
第1回保険料の払込みが完了した時から契約上の保障を開始(責任開始)します(告知は不要です)。

- 担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、当社がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

申込み時(契約を転換または保障見直した場合)

6

新転換制度や分割転換制度、新保障見直し制度を利用する場合には、契約者にとって不利益となる可能性がある点について十分にご確認ください。

- 新転換制度とは、現在の当社の契約を解約することなく、その保険料積立金や配当金など(転換価格)を振替原資として新しい契約(転換後契約)の保険料の一部に振り替える方法です。
- 分割転換制度とは、現在の当社の契約を2契約に分割し、同時に一方の契約の保険料積立金や配当金など(転換価格)を新しい契約の一部に充当する方法です。
- 新保障見直し制度とは、ライブワン・Qパック・スミセイの認知症保険(主契約が保険ファンド[06]・保険ファンド[01]の場合)の主契約はそのまま継続し、付加されている特約を解約することなく、その保険料積立金や配当金など(見直し価格)を振替原資として新しい特約の保険料の一部に振り替え、または主契約に充当する方法です。
- 新転換制度や分割転換制度、新保障見直し制度を利用する場合は、「**設計書(契約概要)**」「**保障内容見直しのご提案書**」にて現在の契約と新たな契約の保険料や保障の違いなどを必ず確認し、比較のうえご確認ください。
例えば、災害・疾病関係特約を見直す場合、新しい契約と現在の契約では、給付金などの支払対象が異なることがあり、また給付金額などが少なくなることがあります。

詳細 ▶ ご契約のしおり「保障の見直しについて」の「災害・疾病関係特約の変更について」をご覧ください。

- 新転換制度を利用する場合で、被転換契約に一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などがあるときはその権利などを失います。また分割転換制度を利用する場合も、転換後契約によっては当該権利などを同様に失うことがあります。
- 転換後契約の保険料や新保障見直し制度利用後の保障部分の保険料は、転換または保障見直し時点の被保険者の年齢および予定利率等(保険料の計算に用いる率)により計算しますので、現在の契約と新しい契約で予定利率等が異なる場合があります。
なお、予定利率の低下等により、保険料が高くなる場合があります。

詳細 ▶ ご契約のしおり「保障の見直しについて」の「新転換制度(、分割転換制度、新保障見直し制度)ご利用の場合特にご注意ください!!」をご覧ください。なお、現在の契約に契約通算扱特約を付加している場合等の留意点も記載しています。

- 保障内容の見直しに際しては、「**新転換制度**」や「**分割転換制度**」、「**新保障見直し制度**」以外に「**特約の中途付加**」、「**追加契約**」および「**保険金額等の減額**」などの方法がありますので、あわせてご確認ください。「**保険金額等の減額**」以外の方法を利用する場合、あらためて健康状態などを告知する義務があります。健康状態などによっては、利用できない場合があります。

詳細 ▶ ご契約のしおり「保障の見直しについて」の「保障内容の見直し方法」をご覧ください。

申込み時(現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

7

現在の契約を解約・減額して、新たな契約の申込みを検討している場合は、契約者にとって不利益となる可能性がある点についてご確認ください。

- 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料を下回ります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 新たな契約の申込みについては、健康状態などを告知する義務があります。そのため、健康状態などによっては、**契約をお断りすることがあります**。また、その告知がされなかったために**契約が解除または取消しとなることもあります**。

詳細 ご契約のしおり「ご確認ください事項」の「健康状態・職業などの告知」(*2)の「告知義務違反について」をご覧ください。

- 現在の契約と新たな契約の予定利率等は異なることがあります。なお、**予定利率の低下等により、保険料が高くなる**ことがあります。

(*2) 項目名称は申込みの商品により異なることがあります。

契約後(保険料の払込みがない場合)

8

猶予期間内に保険料の払込みがない場合、**契約の効力がなくなることがあります。(失効)**
失効した場合でも、失効後所定の期間内(*3)であれば、**契約の復活を請求**できます。

- 保険料は保険料払込期月中にお払い込みください。保険料払込期月中に払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間があります。
- 猶予期間内に払込みがないと、契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり(失効)、**保険金などのお支払いができなくなります**。

払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、あらかじめ反対(保険料の立替えを希望しない旨)の申し出がない限り、解約返戻金額の所定の範囲内で当社が自動的に保険料の立替えをします。この場合、立替金には所定の利率で利息がかかります。(複利計算)

なお、契約によっては保険料の立替えができない場合があります。また、ライブワン・Qパック・スミセイの認知症保険(主契約が保険ファンド[06]・保険ファンド[01]の場合)には保険料の立替えの取扱いはありませんが、主契約の積立金から振り替える取扱いができます。詳しくは⑨「契約後(一時的に保険料のご都合がつかない場合)」をご覧ください。

<既に契約のライブワン、Qパックまたはスミセイの認知症保険(主契約が保険ファンド[06]・保険ファンド[01]の場合)と当契約に契約間資金充当特約が付加されている場合について>

上記の取扱いができないとき、あらかじめ反対(スイング制度利用を希望しない旨)の申し出がなければ、当契約の未払込みの保険料をライブワン、Qパックまたはスミセイの認知症保険(主契約が保険ファンド[06]・保険ファンド[01]の場合)の積立金から振り替えて払い込みます。(スイング制度)

- 保険料の立替えを受けられた場合で、立替金の元利合計額が解約返戻金額をこえるときは、その旨を契約者に通知しますので、当社所定の金額をお払い込みください。払込みがない場合、当社の定める期間を経過した後に契約の効力がなくなり(失効)、**保険金などのお支払いができなくなります**。
- 失効した場合でも、失効後所定の期間内(*3)であれば、**契約の復活を請求**できます。ただし、**健康状態などによっては復活をお断りすることがあります**。また、復活時には延滞した保険料(利息を含むことがあります。)の払込みが必要です。

(*3) 保険契約によって復活可能期間が異なります。

保険契約	復活可能期間
健康増進乗率適用特約を付加した保険契約	3 か 月
千客万頼	3 か 月
ドクターGO(健康増進乗率適用特約の付加なし)	1 年
上記以外の保険契約	3 年

詳細 復活の手続き、責任開始期などについて詳しくは、ご契約のしおり「ご確認ください事項」の「失効(ご契約の効力がなくなる場合)について」をご覧ください。

ご確認くださいたい重要事項

<5年つみたて終身保険をご契約の場合>

- ・猶予期間内に払込みがないと、契約は猶予期間満了の日の翌日に消滅し、**保険金のお支払いができなくなります。**
- ・保険料の払込みがなく契約が消滅した場合、消滅日における解約返戻金をお支払いします。
- ・保険料の立替えの取扱いはありません。
- ・消滅後、復活の取扱いはありません。

詳細 猶予期間内に保険料の払込みがないことにより消滅する場合について詳しくは、「ご契約のしおり一定款・約款」の「保険料のお払込みがなくご契約が消滅する場合」をご確認ください。

〈ライブワン・Qパック・スミセイの認知症保険(主契約が保険ファンド[06]・保険ファンド[01]の場合)をご契約の場合〉

契約後(一時的に保険料のご都合がつかない場合)

9

払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、保険料を主契約の積立金(保険ファンド)から振り替えて払い込むことがあります。

- 払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、主契約の解約返戻金額が保険料相当額以上あるとき(*1)は、あらかじめ反対(主契約の積立金からの振替えによる保険料の払込みを希望しない旨)の申し出がない限り、**保険料を主契約の積立金(保険ファンド)から自動的に振り替えて払い込みます。**なお、**特約部分の解約返戻金は保険料に振り替えることはできません。**

(*1) 保険ファンド[01]では「保険料相当額を上回るとき」となります。

保険料払込猶予期間までに保険料の払込みがなく、**主契約の解約返戻金額が上記金額を満たさないときは契約は失効します。**このとき、主契約と特約部分の解約返戻金額を契約者にお支払いします。

- 年1回払い・年2回払いの契約については、主契約の解約返戻金額が保険料相当額を下回るときであっても、払込回数を月払いに変更した場合の保険料相当額以上あるときには、自動的に払込回数を月払いに変更のうえ、主契約の積立金(保険ファンド)から振り替えて払い込みます(保険ファンド[01]では取り扱いません)。
(この取扱いにともない保険料が変更になります。また、**払込方法(経路)が変更になることもあります。**)

〈Qパック・スミセイの認知症保険(主契約が保険ファンド[06]・保険ファンド[01]の場合)をご契約の場合〉

契約後(継続保険料の積立金からの振替え)

10

分割転換制度利用時にお申し出いただくことにより第3回以降の保険料の払込みを停止することや、保険料の一部を主契約の積立金(保険ファンド)から振り替えて払い込むことができます。この場合、主契約の積立金(保険ファンド)は減少します。

- 積立金が当社の定める金額以上ある場合、分割転換制度利用時にお申し出いただくことにより当社の定める範囲内で、第3回以降の特約保険料(*2)の全部または一部を主契約の積立金(保険ファンド)から振り替えて払い込むことができます。この場合、保険料の払込みがあるごとに**主契約の積立金(保険ファンド)が減少します。**

(*2) 年1回払いまたは年2回払いの場合は第2回以降の保険料となります。

(新転換制度または新保障見直し制度を利用した契約については、転換または保障見直し後にお申し出いただき、当社所定の条件を満たした場合に別途取り扱います。)

- 保険料の払込みを停止した後でも、再び払込みを再開することができます。
- 主契約の解約返戻金額が積立金(保険ファンド)から払い込む特約の保険料未満になるときは、契約者に通知しますので、**特約の保険料をお払い込みください。**

11

契約後(解約と解約返戻金)

契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、多くの場合、既払込保険料を下回ります。

- 払込保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、**解約返戻金額は、多くの場合、既払込保険料を下回ります。**
 - 解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、**特に契約して短期間で解約すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
 - **収入保障特約(18)、定期保険特約(18)、生活障害収入保障特約(23)、生活障害保障充実特約(23)、継続入院収入サポート特約、認知症保障特約、特定認知症状態保障特約、特定重度生活習慣病保障特約、保険料払込免除特約(15)および災害・疾病関係特約には、解約返戻金はありません。**(一部例外があります)
新転換制度または新保障見直し制度を利用した契約を解約する場合に、振替原資の残額があるときでも、転換(見直し)価格(解約返戻金なし)に対応する部分の残額はお支払いしません。
 - 保険料の払込方法(回数)が、(一部)一時払いの場合、保険料を払込み済みのときは、契約が途中で消滅(死亡・解約等)しても**未經過期間に相当する部分も含めて保険料の払戻しはありません。**
- <プライムフィット・スミセイの認知症保険(3年ごと配当付特約組立型保険の場合)をご契約の場合>
解約返戻金はありません。(一部例外があります)
- <ライブワン・Qパック・スミセイの認知症保険(主契約が保険ファンド[06]・保険ファンド[01]の場合)をご契約の場合>
契約後3年未満で解約すると、積立金の一定割合を乗じた金額を差し引くため、**主契約の解約返戻金額は積立金額よりも少なくなります。**
- <ドクターGOをご契約の場合>
保険料払込期間中の**解約返戻金はありません。**(一部例外があります)
- <たのしみワンダフル・たのしみキャンパスをご契約の場合>
保険料払込期間中の解約返戻金額の上限を死亡給付金額(既払込保険料相当額)とするしくみで保険料を計算しているため、当社が将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金額)が死亡給付金額を上回った場合でも、解約返戻金は保険料積立金を下回ります。
- <バラ色人生・バリューケア・5年つみたて終身保険・エンブレムGP・グランド パスポートをご契約の場合>
低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、低く設定しない場合^(※3)の70%としています。低解約返戻金期間経過後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
- <スミセイのかんたん告知終身保険90をご契約の場合>
第1保険期間中の解約返戻金額は、当社が将来の死亡保障のために積み立てた金額(保険料積立金額)が一時払保険料を上回った場合でも、一時払保険料相当額が上限となります。
- (※3) 解約返戻金を低く設定しない取扱いはできません。

<ライブワン・Qパック・スミセイの認知症保険(主契約が保険ファンド[06]・保険ファンド[01]の場合)をご契約の場合>

12

契約後(主契約の積立金の引出し)

主契約の積立金(保険ファンド)には、契約後3年未満の引出しに対し所定の控除があるなど、一般の預貯金と異なる点をご確認ください。

- 積立金の引出しは、当社の定める範囲内で行うことができますが、**全額を引き出すことはできません。**この場合、引き出す部分の解約返戻金を契約者にお支払いします。
- 積立金が**最低積立金を下回る場合は引き出すことができません。**
- 契約後3年未満で積立金を引き出す場合、積立金の減少額に一定割合(当社所定の控除率)を乗じた金額を差し引くため、**お支払いする解約返戻金額は積立金の減少額よりも少なくなります。**

ご確認くださいたい重要事項

13

契約後(スミセイのご家族アシストプラスについて)

スミセイのご家族アシストプラスには、ご家族登録サービス、契約者代理制度、被保険者代理制度があります。各制度に申し込む場合には、制度の内容について十分にご確認ください。

- ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。
 - ・ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続き出来ない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度・被保険者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約・被保険者代理特約を付加していただけます。

詳細 ご家族登録サービスについて詳しくは、ご契約のしおり「特徴としくみ」の「特約について」の「ご家族登録サービス」をご覧ください。

- 契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した契約者代理人が当社所定の手続きを行うことができる制度です。
 - ・当社所定の手続きとは、住所変更、保険金額等の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、保険金等の受取人の変更など、**一部対象外となるものもあります。**
 - ・契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払を受けた以後は、**契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です**(*1)。

(*1) 保険金等の支払いおよび保険料払込免除の請求手続きには同意は不要です。

- ・契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。
- ・将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や契約者がご自身で手続きできない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。

詳細 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合の詳細については、ご契約のしおり「特徴としくみ」の「特約について」の「保険契約者代理特約(、被保険者代理特約)」の『(1) 保険契約者代理特約』をご覧ください。

- 被保険者代理制度とは、被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した被保険者代理人が保険金などの請求を行うことができる制度です。
 - ・保険金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。
- 契約者代理人・被保険者代理人は代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

詳細 契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳しくは、ご契約のしおり「特徴としくみ」の「特約について」の「保険契約者代理特約(、被保険者代理特約)」の「契約者代理人(・被保険者代理人)について」をご覧ください。

<スミセイのこどもすくすく保険をご契約の場合>

スミセイのこどもすくすく保険では、「契約者代理制度」「被保険者代理制度」はいずれかひとつのみお申し込みいただけますが、**被保険者代理制度で代理できる手続きは契約者代理制度で代理できる手続きのうち給付金等の請求のみとなります。**

<スミセイのかんたん告知終身保険90をご契約の場合>

スミセイのかんたん告知終身保険90では、ご契約時には被保険者代理特約を付加していただけないため、ご契約時点では「被保険者代理制度」は取り扱いできず、「ご家族登録サービス」および「契約者代理制度」のみの取扱いとなります。

14

請求時(お支払いできない例)

保険金などの支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

【保険金などをお支払いできない場合の例】

●責任開始期前の疾病や傷害を原因とする場合

- ・責任開始期前の「疾病」を原因とする場合でも、正確かつ十分な告知が行われているとき、または病院の受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときなどはお支払いします。お客さま自身で判断せず、必ず当社の担当者またはスミセイコールセンターまでご連絡のうえ、ご確認ください。
- ・責任開始期前の「傷害」を原因とする場合は告知の有無に関わらずお支払いできません。

<スミセイの千客万頼をご契約の場合>

- ・原因となった「疾病」について責任開始期以後に症状が悪化・再発したことにより初めてその入院または手術の必要が生じて支払理由に該当したときは、給付金をお支払いします。
- ・「傷害」を原因とする場合は責任開始期以後に症状が悪化・再発したことにより支払理由に該当したときでも、給付金などはお支払いできません。
- ・上記のほか、契約内容によって取扱いが異なります。

詳細 ▶ ご契約のしおり「ご確認ください事項」の「保険金・給付金などをお支払いできない場合」(*2)をご覧ください。

(*2) 項目名称はお申込みの商品により異なることがあります。

●告知内容が事実と相違し、契約・特約が告知義務違反により解除された場合

●保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金の受取人などが暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由により契約・特約が解除された場合●保険料の払込みがなく、契約が失効した場合●詐欺により契約が取り消された場合や、保険金などの不法取得目的があつて契約が無効になった場合

(なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)

●保険金などの免責事由に該当した場合

(例: 責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意または重大な過失によるときなど)

請求時(手続きとお願い)

15

お客さまからの請求に応じて、保険金などをお支払いします。
支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があらわれる場合や不明な点が生じたときなども、すみやかに当社の担当者またはスミセイコールセンターまで必ずご連絡ください。

- 保険金などの支払理由が生じた場合、契約内容によっては、複数の保険金などの支払理由に該当することがありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに当社の担当者またはスミセイコールセンターまで必ずご連絡ください。(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)

被保険者が複数の契約に加入している場合や、ご家族が加入している契約についてもお支払いの対象となる特約が付加されていることがありますので、それぞれの契約についてご確認ください。

- 手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更した場合は必ずご連絡ください。

ご確認くださいたい重要事項

16

諸制度(相互会社制度)

相互会社の社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがあります。

- 当社は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
ただし、剰余金の分配のない保険のみの契約者には、社員としての権利はありません。
- 当社は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

17

諸制度(経営破綻時などの取扱い)

生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

18

生命保険契約に関するお問い合わせ先

生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、スミセイコールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

スミセイコールセンター  0120 - 307506

<受付時間> 月～金曜日：午前9時～午後6時 (日・祝日、年末年始、臨時休業日を除く)
土曜日：午前9時～午後5時

- ・受付時間等の詳細は当社ホームページをご確認ください。
- ・証券番号(お客さま番号)をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

- この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

 ホームページ ▶ <https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

Vitality健康プログラム契約の取扱いについて

(健康増進乗率適用特約を付加した保険契約を契約のお客さまへ)

■ Vitality健康プログラム契約のご契約に際して、特にご注意いただきたいことを記載していますので、必ずご確認ください。

- ・ Vitality健康プログラムをご利用いただくためには、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約とは別に Vitality健康プログラム契約にご加入いただけます。
- ・ 単品型 Vitality健康プログラム契約 (有償版) に加入されている方が Vitality健康プログラム契約に加入する場合、現在加入中の単品型 Vitality健康プログラム契約 (有償版) は、同時に申込みの健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の契約日または保障一括見直し以前の当社の定める日に消滅します。なお、消滅した契約を元に戻すことはできません。
- ・ Vitality健康プログラム契約の内容は2025年10月現在のものであり、将来変更することがあります。

Vitality健康プログラム契約について

- Vitality健康プログラム契約の会員と、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の**契約者および被保険者が同一人**の場合に限り、ご加入いただけます (**契約後の変更はできません**)。なお、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約に複数ご加入いただいた場合でも、Vitality健康プログラム契約はおひとりにつき1契約に限りです。そのため、Vitality健康プログラム契約の利用料 (Vitality利用料) はおひとりにつき1契約分となります。
- Vitality健康プログラム契約の申込者または会員は、Vitality健康プログラム契約の**申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内**であれば、書面または電磁的記録 (*1) により Vitality健康プログラム契約を**クーリング・オフ** (申込みの撤回または解除) することができます。この場合、すでに払い込まれた Vitality利用料を払い戻します。また、同時に申込みの健康増進乗率適用特約を付加した保険契約は、健康増進乗率適用特約を付加していなかったものとして取り扱います。

(*1) 電磁的記録による申し出の主たる窓口として当社ホームページに専用フォームを設置しています。

申し出方法

<書面の場合>

書面の発信時 (郵便の消印日付) に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間 (8日以内) に住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社あて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 契約審査室
書面に記入していただく必要事項	申込者または会員の氏名 (署名)、生年月日、住所、電話番号、 Vitality健康プログラム契約をクーリング・オフする旨 <保険料を払込み済みの場合> (契約者本人名義の返金先口座を記入してください。) 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義

<電磁的記録の場合>

クーリング・オフ可能期間 (8日以内) にお申し出をしてください。なお、当社ホームページの専用フォームからのお申し出の場合は、当社から受付完了メールを送付しますので、お申し出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

【専用フォーム】<https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html>

この場合、専用フォームの「保険商品名」の欄に「Vitality健康プログラム契約」と入力してください。

- 特典 (リワード) の利用方法等、Vitality健康プログラムの詳細は以下の規約等に定めております。最新の規約等は当社ホームページまたは会員ポータルでご確認ください。

規約等	内容
Vitality健康プログラム規約	Vitality健康プログラムの基本的な事項を定めたものです。
Vitalityウェブ・アプリ利用規約	会員ポータルの利用条件などを定めたものです。
Vitalityポイント獲得ガイド	対象となる健康増進活動の詳細、各活動において獲得できるポイントおよびポイントの上限等を記載しています。
特典ご利用ガイド	ご利用いただける特典 (リワード) の詳細について記載しています。

※ ご利用可能な特典 (リワード) は Vitality健康プログラムのプランにより異なります。ご利用可能な特典 (リワード) については当社ホームページ上の「特典ご利用ガイド」をご確認ください。

- Vitality健康プログラム契約では、健康増進活動によるポイント加算の申込みやステータスの確認などは会員ポータルにてお客さま自身で行っていただけます。また、同様に**健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の毎年の保険料は、スミセイダイレクトサービスにてお客さま自身でご確認**いただけます (郵送による当社からの通知は行いません)。

Vitality健康プログラム契約の契約にあたって

- Vitality健康プログラム契約は、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約とあわせてご加入いただけます。
- 同時に申込みの健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の契約日、または各契約応当日から起算して翌年度の契約応当日の前日までの1年間をVitality健康プログラム契約の会員年度といい、転換等により健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の契約日が変更となった場合でも、**会員年度は変更されません。**
- 第1会員年度の最初の日を会員年度開始日とし、同時に申込みの健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の契約日と同日となります。この日からVitality健康プログラムのご利用が可能となります。
 - ・ Vitality健康プログラムのご利用にあたっては、**会員ポータルでの会員登録が必要**となります。同時に申込みの健康増進乗率適用特約を付加した保険契約を当社が承諾した後に、ご登録いただいたメールアドレスあてに会員登録に関するご案内を送付しますので、内容を確認のうえ会員登録してください。
- 保険料とは別に、**Vitality利用料として、当社所定の金額をお払い込みいただけます。**Vitality利用料はVitality健康プログラムのプランにより異なり、将来変更することがあります。
 - ・ 保険料のお払込みが免除された場合でも、Vitality利用料のお払込みは免除となりません。
 - ・ Vitality利用料は会員年度開始日の属する月分からお払い込みいただけます。なお、単品型Vitality健康プログラム契約(有償版)に加入されている方で会員年度等を引き継がない場合、当該契約のVitality利用料は、当該契約の消滅日の属する月の前月までお払い込みいただけます。(※1)
 - ・ 初回のVitality利用料は、同時に申込みの健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の承諾後に請求します。
 - ・ 同時に申込みの健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の承諾が会員年度開始日の属する月の翌月以降となる場合、会員年度開始日の属する月から同時に申込みの健康増進乗率適用特約を付加した保険契約が承諾されるまでのVitality利用料は、**承諾後にその月分の利用料とあわせてお払い込みいただけます。**
 - ・ Vitality利用料は、保険料の立替制度、継続保険料の積立金からの振替えおよびスイング制度の対象となりません。

【単品型Vitality健康プログラム契約(有償版)の会員年度等を引き継ぐ場合】

- 単品型Vitality健康プログラム契約(有償版)のポイント・ステータス・会員年度等をVitality健康プログラム契約に引き継ぎます。
- Vitality健康プログラム契約は、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約とあわせてご加入いただけます。
- 単品型Vitality健康プログラム契約(有償版)における会員年度開始日または会員年度開始応当日から起算して翌年度の会員年度開始応当日の前日までの1年間を会員年度といいます。なお、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の契約日が転換等により変更となった場合でも、**会員年度は変更されません。**
- 同時に申込みの健康増進乗率適用特約を付加した保険契約を承諾した後に、Vitality健康プログラムの利用が可能となります。
 - ・ Vitality健康プログラムの利用にあたっては、あらかじめの**会員ポータルでの会員登録は不要**です。
- 保険料とは別に、**Vitality利用料として、当社所定の金額をお払い込みいただけます。**Vitality利用料はVitality健康プログラムのプランにより異なり、将来変更することがあります。
 - ・ 保険料の払込みが免除された場合でも、Vitality利用料の払込みは免除となりません。
 - ・ Vitality利用料は同時に申込みの健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の契約日の属する月分からお払い込みいただけます。なお、単品型Vitality健康プログラム契約(有償版)のVitality利用料は、同時に申込みの健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の契約日の属する月の前月までお払い込みいただけます。(※1)
 - ・ 初回のVitality利用料は、同時に申込みの健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の承諾後に請求します。
 - ・ 同時に申込みの健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の承諾が当該保険契約の契約日の属する月の翌月以降となる場合、当該保険契約の契約日の属する月から当該保険契約が承諾されるまでのVitality利用料は、**承諾後にその月分の利用料とあわせてお払い込みいただけます。**
 - ・ Vitality利用料は、保険料の立替制度、継続保険料の積立金からの振替えおよびスイング制度の対象となりません。(※1) 当該契約のプランによっては、当該利用料の負担が会員本人でない場合があります。

Vitality健康プログラムのご利用開始時期 (単品型Vitality健康プログラム契約(有償版)の会員)
 年度等を引き継ぐ場合は取扱いが異なります

<会員年度開始日(契約日)より前に当社が保険契約を承諾し、会員ポータルでの会員登録が完了した場合>



<会員年度開始日(契約日)より後に当社が保険契約を承諾し、会員ポータルでの会員登録が完了した場合>



・新保障見直し制度ご利用の場合は、上記説明における「契約日」、「契約応当日」をそれぞれ「保障一括見直日」、「保障一括見直応当日」と読み替えてください。

Vitality健康プログラム契約の失効・復活および解約・消滅等について

- 健康増進乗率適用特約を付加した保険契約(*1)がすべて失効した場合は、Vitality利用料のお払込みの有無に関わらず、**Vitality健康プログラム契約も同時に失効します**（健康増進乗率適用特約を付加した保険契約(*1)が消滅することにより、失効中の健康増進乗率適用特約を付加した保険契約(*1)のみの状態になった場合にも、Vitality健康プログラム契約は当社の定める日に失効します）。

<すべての健康増進乗率適用特約を付加した保険契約(*1)とVitality健康プログラム契約がともに失効している場合>

- ・Vitality健康プログラム契約の復活可能期間中は、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約(*1)を復活する際は、Vitality健康プログラム契約も同時に復活する必要があります（Vitality健康プログラム契約の復活可能期間中に、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約またはVitality健康プログラム契約のどちらか一方のみを復活する取扱いはできません）。
- 健康増進乗率適用特約を付加した保険契約または健康増進乗率適用特約による保険料計算の対象となる特約が解約や、健康増進乗率適用特約を付加しない保険契約への転換または保障見直し等により、すべて消滅した場合(*1)、**Vitality健康プログラム契約は当社の定める日に消滅します**。
 - ・Vitality健康プログラム契約が解約等により消滅した場合、獲得したポイントやステータスなどは消失します。
- Vitality健康プログラム契約が解約等により消滅した場合、**すべての健康増進乗率適用特約を付加した保険契約(*1)は内容(保険料等)が変更されます**（消滅日によって取扱いが異なります）。

Vitality健康プログラム契約の消滅日	変更後の保険料
会員年度開始日(*2)から2年未満	健康増進乗率適用特約を付加しない場合の保険料と同額になります（健康増進乗率適用特約を付加した場合と付加しない場合の保険料積立金の差額をお払い込みいただくことがあります）。
会員年度開始日(*2)から2年経過以降	健康増進乗率適用特約に基づきステータスがブルーで継続するものとして健康増進乗率を用いて毎年保険料を計算します（健康増進乗率は上限の110%になるまで上昇し続けます）。 なお、その後新たに別の健康増進乗率適用特約を付加した保険契約およびVitality健康プログラム契約に加入した場合でも、引続きステータスがブルーで継続するものとして健康増進乗率を用いて毎年保険料を計算します。

※**Vitality健康プログラム契約の消滅後、再度Vitality健康プログラム契約のみにご加入いただくことはできません**。

- 健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の消滅日(*3・4)およびVitality健康プログラム契約の消滅日から起算してそれぞれ**6か月間は健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の新規加入は取り扱いできません**。
 - ・6か月以上経過した後は、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約とあわせてVitality健康プログラム契約にご加入いただけます。
- Vitality健康プログラムは、ご加入中のプランから他のプランに変更することができます。ただし、Vitality健康プログラムのプランによって当社所定の条件があるほか、**Vitality健康プログラム契約の会員年度開始日(*2)または直前のプラン変更日のいずれか遅い日から起算して12か月間はプランを変更することはできません**。
 - (*1)健康増進乗率適用特約に基づきステータスがブルーで継続する保険契約を除きます。
 - (*2)単品型Vitality健康プログラム契約(有償版)の会員年度等を引き継ぐ(引き継いでいる)場合は、「会員年度開始日」を「引き継いだ際に申込みをした健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の契約日(新保障見直し制度ご利用の場合は保障一括見直し日)」と読み替えてください。
 - (*3)健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の失効の場合は、復活可能期間満了日の翌日
 - (*4)消滅した健康増進乗率適用特約を付加した保険契約が複数ある場合は、最後に消滅した保険契約の消滅日

詳細 詳しくは、ご契約のしおり「特徴としくみ」の「健康増進乗率適用特約を付加した保険契約」の「取扱基準について」、
「Vitality健康プログラム契約」の「取扱基準について」、
「Vitality健康プログラムのプラン変更について」をご覧ください。

お問い合わせ先

スミセイコールセンター

☎ 0120-307506

<受付時間> 月～金曜日 午前9時～午後6時 [日・祝日、年末年始、臨時休業日を除く]
土曜日 午前9時～午後5時

※受付時間等の詳細は当社ホームページをご確認ください。

●ご加入の生命保険に関するお問い合わせ・お手続きを承ります。

コンピューター音声でご用件の番号をご案内いたします。
ご用件の番号を入力いただきますと、担当者が応対させていただきます。

- 〈お願い〉
- *証券番号をあらかじめお確かめのうえお電話願います。
 - *プライバシー保護のため契約者等ご本人さまからのお電話をお願いします。
 - *担当者の応対途中に自動音声とプッシュホン操作による本人確認を実施させていただく場合がございます。

生命保険文化センターでは、生命保険の正しい利用のしかたなどについてやさしくご説明したパンフレットを作成しております。
ご希望の方は、下記にお申し出くだされば実費にてご送付いたします。

公益財団法人 生命保険文化センター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル 3階 ☎(03) 5220-8510 (代)

<ホームページ><https://www.jili.or.jp/>

- この冊子は2025年10月現在の内容で作成しております。
- Vitality健康プログラム契約のご検討にあたっては、当社ホームページ等で「Vitality健康プログラム規約」「Vitalityウェブ・アプリ利用規約」「Vitalityポイント獲得ガイド」「特典ご利用ガイド」を必ずご覧ください。
- ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり(一定款)・約款」「申込内容控(兼解約返戻金額表)」を必ずご覧ください。
- 法人向け保険商品のご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご参照ください。

あなたの未来を強くする



[住友生命保険相互会社]

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35

電話(06)6937-1435 (大代表)

東京本社 〒104-8430 東京都中央区八重洲 2-2-1

電話(03)3273-8000 (大代表)

<ホームページ> <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

生命保険のお手続きやご契約に関するご照会
スミセイコールセンター 0120-307506

お届けしたのは

25.10改訂版

営情-25-0033

100-705(25.9)(DM)回



情報源インテリジェント